

令和4年第3回

太子町議会定例会会議録

開会 令和4年9月1日

閉会 令和4年9月30日

太子町議会

令和4年 第3回太子町議会定例会会議録目次

第1日（9月1日）

開会宣告	9
会議録署名議員の指名	10
会期決定の件	10
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）	11
報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）	15
報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）	15
認定第1号 令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	16
認定第2号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	16
認定第3号 令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	16
認定第4号 令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	16
認定第5号 令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	16
認定第6号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）	16
認定第7号 令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）	16
議案第36号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第37号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第38号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議案）	21

議案第39号	令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） （町長提出議案）	21
議案第40号	令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町 長提出議案）	21
議案第41号	令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（町長 提出議案）	21
議案第42号	太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求 める件（町長提出議案）	23
請願第2号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意 見書の提出を求める請願	24
散 会		25

第2日（9月29日）

開 議		29
一般質問		29
議案第43号	令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議 案）	69
散 会		70

第3日（9月30日）

開 議		74
認定第1号	令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算 常任委員長報告）	74
認定第2号	令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて（福祉文教常任委員長報告）	74
認定第3号	令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて（総務まちづくり常任委員長報告）	74
認定第4号	令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定につ いて（総務まちづくり常任委員長報告）	74
認定第5号	令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい	

	て（福祉文教常任委員長報告）……………	74
認定第6号	令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について（福祉文教常任委員長報告）……………	74
認定第7号	令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務 まちづくり常任委員長報告）……………	74
議案第36号	太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）…	74
議案第37号	太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（総務まち づくり常任委員長報告）……………	74
議案第38号	令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委 員長報告）……………	74
議案第39号	令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） （福祉文教常任委員長報告）……………	74
議案第40号	令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福 祉文教常任委員長報告）……………	74
議案第41号	令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（総務 まちづくり常任委員長報告）……………	74
議案第43号	令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委 員長報告）……………	74
請願第2号	日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意 見書の提出を求める請願（総務まちづくり常任委員長報告）…	74
	閉会中の継続審査の申し出について……………	92
閉	会……………	93

【第 1 日】

令和4年 第3回太子町議会定例会会議録

令和4年9月1日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	税務課長	田中信幸君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君

◎議会事務局

事務局長	上田周治	書記	植木友也
------	------	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会）
- 日程第4 報告第5号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件（町長提出議案）
- 日程第6 認定第1号 令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第7 認定第2号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第8 認定第3号 令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第9 認定第4号 令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第10 認定第5号 令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第11 認定第6号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（町長提出議案）
- 日程第12 認定第7号 令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定について（町長提出議案）
- 日程第13 議案第36号 太子町印鑑条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第37号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第38号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）（町長提出議案）
- 日程第16 議案第39号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第17 議案第40号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（町

長提出議案)

日程第18 議案第41号 令和4年度太子町下水道事業会計補正予算(第1号)(町長提出議案)

日程第19 議案第42号 太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件(町長提出議案)

日程第20 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願

○議長（辻本 馨君） 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会が招集されました。皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますと共に、感染された方々の一日も早い快復をお祈りいたします。

また、今定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症への対応として理事者側の出席人数を必要最小限とし、議員、職員及び傍聴人においてはマスク着用を必須としておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに議員各位のご参集の下、令和4年第3回太子町議会定例会が開催され、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より議員をはじめ住民の皆様には町政の運営にご理解とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、8月以降全国で過去最多となる25万人を超える新規感染者が確認されるなど、これまでに経験のない感染拡大となり、大きな社会不安が広がっている状況でございます。感染の拡大と併せて、国や大阪府が実施している大規模接種会場でワクチン接種の希望者も急増している状況ですが、町といたしましては、富田林医師会と連携して集団接種を実施すると共に、希望する全ての皆様が一日でも早く接種を受けられるよう対応してまいります。

また、長引くコロナ禍に加え、ウクライナ情勢等による先行き不透明な状況が続く中、国においては原油価格や物価の高騰等による国民生活や経済活動への影響に対してコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を速やかに実施することとされ、本町におきましても、感染症防止対策をはじめ、本町の実情に応じた生活支援、事業者支援を講じているところでございます。今後も地域経済と住民生活を守るため、全力を挙げて取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

では、今議会に提出いたします案件についてでございますが、報告といたしまして、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件ほか1件、決算認定としまして、令和

3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてほか6件、条例案としまして、太子町印鑑条例中改正の件ほか1件、予算案といたしまして、令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）ほか3件、また、人事案としまして、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の1件、以上合わせまして16件のご審議をお願いいたします。

さて、令和3年度一般会計決算の状況でございますが、歳入では地方交付税や地方消費税交付金などが増額となった一方で、令和2年度に実施した特別定額給付金事業の給付事業事業費補助金の皆減など、国庫支出金が大幅な減額となったことから、全体として対前年度比8%の減少となりました。

一方、歳出では住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金などの義務的経費や生涯学習施設等整備事業などの投資的経費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など、その他の経費が増額となりましたが、特別定額給付金など補助費等の大幅な減額により全体としては対前年度比10.1%の減少となりました。

なお、経常収支比率につきましては、前年度から10.5ポイント良化し、88.8%となり、実質収支においても昨年度に引き続き黒字決算となりました。

以上、収支や財政指標については改善点が見られるものの、令和3年度末時点の地方債残高は増加し、一方で積立金残高は減少するなど、財政状況が好転したとは言い難い側面もあり、引き続き自主財源の確保に努めると共に、役割を終えた事業や効果の薄い事業などを廃止、縮小するなど、限られた財源を有効活用することにより、持続可能で安定した町政運営の確立に取り組んでまいりますので、議員の皆様のご協力、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配布しております令和3年度主要施策報告書によりご報告申し上げますが、まず初めに、新型コロナウイルス感染症に係る主要な取組についてご報告をさせていただいた後、第5次総合計画における柱に沿ってご報告を申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に関して、「緊急事態宣言」と、大阪府における「まん延防止措置」がそれぞれ2回発出されるという大変厳しい社会情勢でありましたが、本町におきましては、令和2年度に引き続き、富田林医師会と連携を図りながら、ワクチン接種体制の確保に着実に取り組むと共に、国及び府の施策と併せて、アフターコロナも見据えた本町独自の支援策を「新型コロナウイルス感染症に係る太子町支援パッケージ」として実施いたしました。

初めに、新型コロナウイルスに対する感染予防といたしまして、接触感染リスクの低減を図るため、役場庁舎トイレの非接触化のための改修工事、オンライン会議用のデジタル機器整備、顔認証による労務管理システムの導入を実施いたしました。また、飛沫感染リスクの低減を図るため、議会の各室、総合福祉センター、地域の交流サロン等へ空気清浄機の設置を実施いたしました。更に、町立小・中学校の修学旅行等でのバス増便費用の保護者の負担軽減、自宅療養者に食料品や日用品の詰め合わせをお届けする自宅療養等応援パックの実施、車内消毒等を行うコミュニティバス補助員の配置などを実施いたしました。

次に、生活支援といたしまして、一般水道基本料金の全額免除、学校園給食費の無償化、太子町版特別定額給付金の支給など、広く住民の皆様の経済的な負担軽減を図るための生活支援策を実施いたしました。

更に、事業者激励金及び事業者一時支援金の支給、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた観光案内板の設置、健康マイレージ協賛事業者への支援など、経済状況の先行きが見通せない中、事業者支援を実施いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に対する主な成果についてご報告させていただきました。

次に、第5次総合計画における柱に沿ってご報告を申し上げます。

まず初めに、「こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり」についてでございます。

少子高齢化が進展する中、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進すると共に、住民が健康に暮らせる体制の充実に引き続き取り組みました。

初めに、「子育て環境の向上」につきましては、子ども、家庭、妊産婦などを対象に、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務などの機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を、社会福祉士を配置した上で、子育て支援課に新たに設置いたしました。また、産前産後の体調不良により、育児・家事が難しく、支援もない家庭などに対して、ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行う「産前産後ヘルパー派遣事業」を新たに実施いたしました。

次に、「住民の健康づくりの推進」につきましては、後期高齢者の健康寿命の延伸に向けて、身近な地域で生活機能低下の防止と病気の予防・重症化予防のサービスを一体的に実施できる枠組みの構築と実施体制を整備し、「高齢者の保健事業と介護予防の一

体的実施事業」への取組を始めました。

次に、「支え合い、安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

地域住民が安全・安心に暮らすための基盤となる施設や環境の整備に引き続き取り組みました。

初めに、「まちの安全性・快適性の向上」につきましては、非常備消防におきまして、元消防団員などを任用することで、その知識や技能等を生かし、現場で不足する消防力を補完するため「機能別消防団員制度」を新たに導入し、消防力及び防災力の強化を図りました。

また、町コミュニティバスについて、令和2年度より引き続き実証実験を行い、将来への持続可能な公共交通の構築に向けて検証・検討を行いました。

更に、空き家の有効活用を目的に、空き家の情報を町のホームページなどで公開し、空き家を借りたい人や買いたい人とのマッチングを行う「空家バンク制度」の推進に引き続き取り組みました。

続いて、「活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり」についてでございます。

人口減少への対応として、安定した経済活動が行われることが必要であり、産業の振興や交流機能の向上により、地域の活力向上に向け、引き続き取り組みました。

初めに、「地域経済を支える産業の振興」につきましては、一般農政対策事業として、経営所得安定対策事業やイノシシやカラスによる農作物被害防止対策を引き続き実施いたしました。

また、「農業次世代人材投資事業」として、令和2年度に策定した「人・農地プラン」に基づき、遊休農地の解消対策や新規就農者への補助金交付による支援を実施いたしました。

次に、「まちの魅力を活かした交流の推進」につきましては、「聖徳太子没後1400年事業」として、観光アプリの作成、聖徳太子没後1400年記念シンポジウムの開催など、町の観光振興につなげる取組を実施いたしました。

また、ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保に関する取組として、利用する民間ポータルサイトの増設等によるPR活動の強化をはじめ、職員によるブドウなどの生産者への訪問活動、事業者向け説明会の実施、公民連携デスクを活用した企業との交渉等による返礼品の新規開拓やラインナップの充実のための取組を強化いたしました。

これらの取組の結果、寄付金、寄付受入額は1億1千183万9千円、前年度と比較

した伸び率は全国2位となる約80倍となり、大きな成果を上げることができました。

次に、「豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」についてでございます。

地域に愛着と誇りを持ち、地域を支える人材の育成に引き続き取り組みました。

初めに、「地域とともに育む学校教育の充実」につきましては、外国語教育における英語検定試験の活用として、町立中学校在校生のみを対象に実施してきた検定料助成を、町内に在住する全ての小学5・6年生及び中学生を対象とするよう拡充しました。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けて、教師用及び児童生徒1人1台端末を配備するなど、小中学校のICT環境整備に取り組みました。更に、学校教育施設の老朽化対策を、継続的、計画的に進める中で、引き続き、磯長小学校のトイレ改修工事を行い、洋式化や手洗いの非接触化など衛生環境の改善を進めました。

次に、「生涯にわたり学べる環境づくり」につきましては、生涯学習の場と図書館機能を備えた複合施設である生涯学習施設を整備すると共に、町立総合スポーツ公園の老朽化対策として、テニスコートの改修を実施いたしました。

また、「地域への愛着心の醸成」につきましては、国指定史跡二子塚古墳の歴史・文化的資源の保存や活用と、地域振興・観光振興の拠点としての積極的な利用促進のため、史跡としての環境整備を実施すると共に、適切な保存管理を行いながら、地域の歴史を学ぶ場となるよう、引き続き取り組みました。

最後に、「みんなで歩む協働のまちづくり」についてでございます。

人口減少や少子高齢化、コロナ禍におけるライフスタイルの変化など、複雑化・多様化するニーズに対応するため、住民の皆様をはじめ、企業や各団体など、多様な主体との信頼関係の構築を進めながら、連携・協働のまちづくりに引き続き取り組みました。

初めに、「住民との協働の推進」につきましては、住民自らが情報発信を行う「広報サポーター制度」を創設すると共に、公式インスタグラムや地域SNS「ピアZZ」を開設し、SNSを活用した町政の情報発信及び住民相互のコミュニケーションの充実に新たに取り組みました。

また、公民連携の取組といたしまして、昨年7月に公民連携デスクを設置し、以降、4社との間に包括連携協定を、7社との間に事業連携協定を締結すると共に、株式会社F.C.大阪とのインターネットテレビ「太子TV」の配信、サッカー観戦ツアーや子どもサッカー教室の開催、ダイドードリンコ株式会社との「ミウ おいしいみかん水 ラ

「ブジアース」の共同開発、町ゼロカーボンシティ宣言がプリントされたオリジナル自販機の設置、防災用備蓄水や放課後児童会へのペーパークラフト自動販売機キットの提供、大阪東部ヤクルト販売株式会社による集団検診時における「骨密度検査」等の実施や町立幼稚園と連携したオリジナル健康レシピの制作、株式会社D I I I G（ディグ）による体験型サイクリングコースの商品化など、多種多様な企業と連携・協働を進めながら、更なる住民サービスの向上と地域活性化に引き続き取り組みました。

更に、聖徳太子没後1400年を記念した上ノ太子駅前の聖徳太子像の建立事業に対し、次の100年につながる思いを、聖徳太子没後1400年記念実行委員会の皆様をはじめ多くの方々と共有しながら、町として共に取り組みました。

以上、令和3年度の主要な施策の成果についてご報告させていただきました。

長引くコロナ禍の影響により、数年前には考えられないほど住民の生活意識や行動は大きく変わりました。デジタル化の進展によりキャッシュレス決済やオンラインでの購入機会の増加、テレワークの利用拡大、ワーケーションの進展など消費行動や働き方が変化し、また、テレワークによって地方でも都心部と同様に働ける環境が整ったことで地方移住への関心が高まっています。このような状況は、コロナ禍の収束後も継続すると考えられますが、町といたしましては、これらに対し柔軟かつ迅速に対応すると共に、3月の施政方針で申しあげました施策をしっかりと進めるためにも、これまで以上に多様な主体との連携協働を図りながら、第5次総合計画における基本理念である「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の実現に向け、取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ住民の方々のご支援、ご協力を賜りますよう改めてよろしくお願いを申し上げます。

最後とはなりますが、議員の皆様には、本定例会に提案しております議案につきまして、何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決並びにご認定、またご同意賜りますようお願いを申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（辻本 馨君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和4年第3回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、配布しておりますとおりでございます。

○議長（辻本 馨君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、建石議員、4番、藤井議員を指名いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、8月25日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日9月1日から30日までの30日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの30日間で決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきますと思います。

ただし、日程第4、報告第5号及び日程第5、報告第6号につきましては、報告を行っていただき、日程第19、議案第42号につきましては、本日、全員審議をお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、2日、6日に決算常任委員会を、8日に総務まちづくり常任委員会を、9日に福祉文教常任委員会を、13日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、14日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、16日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

29日に、一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは、8日の正午までとさせていただきます。

30日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託議案について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

なお、2日の決算常任委員会におきましては、午後1時30分に大地震の発生を想定した大阪880万人訓練が実施されます。委員会開催中ですが、訓練放送が流れましたら、ご出席の皆さんにおかれましては、訓練の趣旨に基づき、各自で実際に地震が発生

したと想定していただき、安全な行動が取れるかご確認いただきますようお願いいたします。

次に、諸般の報告ですが、本日は監査の報告と南河内環境事業組合議会の報告及び大阪広域水道企業団議会の報告の3件を予定しております。

また、本定例会までに受理いたしました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

山田議員。

○9番（山田 強君） 令和4年第2回南河内環境事業組合議会定例会が8月16日に開催されました。つきましては、その内容を報告申し上げます。

当日、定例会では10件の提出案件がございました。

1頁をご覧ください。

報告第1号、組合議会議員の異動については、富田林市から吉年千寿子議員、河内長野市から堀川和彦議員、浦山宣之議員、丹羽実議員、土井昭議員が新たに選出されました。

選挙第1号、組合議会議長の選挙については、河内長野市選出の堀川和彦議員が議長に当選されました。

報告第2号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計継続費精算報告書の報告については、3款衛生費、1項ごみ処理費、事業名、第2清掃工場基幹的設備改良事業の全体計画における3か年の年割額合計25億1千130万円に対する支出済額は同額でした。

3款衛生費、2項し尿処理費、事業名、資源再生センター基幹的設備改良事業の全体計画における2か年の年割額合計8億7千220万1千円に対する支出済額も同額でした。

承認第1号、南河内環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、国家公務員について

非常勤職員の育児休業等の取得要件が緩和され、育児休業等を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が講じられたことから、富田林市に準じて令和4年3月30日付、専決処分したもので、原案どおり承認されました。

承認第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和3年の人事院勧告に基づき給与関係法令が改正されたことから、富田林市に準じて令和4年3月30日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

2頁をご覧ください。

議案第3号、令和4年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ407万3千円を追加し、歳入歳出総額を22億5千251万円とするもので、原案のとおり可決されました。

補正内容は、本年4月1日付人事異動に伴う職員人件費及び火災爆発事故防止の啓発印刷物作成に係る経費の計上によるものです。

議案第4号、南河内環境事業組合第1清掃工場基幹的設備改良工事請負契約締結については、施設の機能保全と延命化を図ることを目的に基幹的設備の改良工事を行うため、日立造船株式会社と59億920万円で請負契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

監査報告第2号、例月出納検査の結果報告については、令和3年度の1月から5月分及び令和4年度の4月から6月分に関する例月出納検査の結果が監査委員から報告され、特に問題はなかったとのことでした。

3頁の下段をご覧ください。

認定第1号、令和3年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額40億7千345万9千430円、4頁をご覧ください。歳出総額39億3千167万7千553円の決算について議会の認定に付されたもので、原案のとおり認定されました。

同意案第2号、南河内環境事業組合監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては、河内長野市選出の土井昭議員を監査委員に選任するもので、原案のとおり同意されました。

以上、簡単でございますが、これをもちまして令和4年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 傍聴人の方をお願いいたします。

携帯電話は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） おはようございます。

大阪広域水道企業団議会について、内容のご報告を申し上げます。

令和4年第2回大阪広域水道企業団議会8月臨時会が8月9日に開催されました。

初めに、議長及び副議長の選挙が行われ、議長として堺市議会の伊豆丸精二議員が、そして副議長として東大阪市議会の安田秀夫議員がそれぞれ指名推選され、選挙の結果、当選となりました。

また、諸般の報告として、例月現金出納検査結果の報告が行われました。

続きまして、案件の内容でございますが、企業長提出議案及び報告議案と議員提出議案がございました。

資料2枚目の目次にありますとおり、初めに、企業長提出議案といたしまして条例一部改正の件1件と、予算繰越計算書の報告案件2件についてご説明申し上げます。

資料1頁をお願いいたします。

初めに、第1号議案、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例一部改正の件でございます。

内容といたしましては、国家公務員に係る「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等所要の改正を行うものでございます。

審議の結果、原案どおり可決されました。

続きまして、資料の9頁をお願いします。

第1号報告、令和3年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件でございます。

資料の10頁の水道事業会計水道用水供給事業予算繰越計算書をご覧ください。

内容といたしましては、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、令和3年度の9件分の建設改良費4億4千701万1千400円を令和

4年度にやむなく繰越しをするものでございます。

続きまして、資料11頁の水道事業会計市町村域水道事業予算繰越計算書をご覧ください。

内容といたしましては、令和3年度の熊取水道事業における建設改良費の予算につきまして、関係者との調整に日時を要したことにより、1件分、4千180万円を、それぞれ令和4年度にやむなく繰り越すものでございます。

続きまして、資料12頁をお願いします。

第2号報告、令和3年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越書をご覧ください。

内容といたしましては、工事の施工に伴い発生した状況の変化への対応に日時を要したことにより、建設改良費12件分、4億8千428万1千899円を令和4年度にやむなく繰り越すものでございます。

以上、報告の2案件につきましては、全て承認されました。

続きまして、資料をお願いします。

議員提出議案の大阪広域水道企業団議会議員派遣の件でございます。

内容といたしましては、大阪広域水道企業団の浄水施設の調査を行うため、参加議員33人以内で議員を派遣するもので、派遣場所は大阪広域水道企業団庭窪浄水場で、派遣期間は令和4年10月6日及び10月13日となっております。

審議の結果、原案どおり可決されました。

なお、ただいま報告をさせていただきました8月臨時会終了後に、議員定数等調査委員会が開催されました。

かねてより継続して議員定数について議論を重ねており、今期における議員定数協議会の進め方について事務局から説明がありました。

事務局からは、「これまでの議論で、『一自治体、一議席』について、概ね合意を得た」「堺市だけが賛同していないのが現状」との説明後、堺市選出の伊豆丸議長から「9月議会において、全議員が集まるしかるべき場で、堺市の意向を確認する」との発言がありました。

全会一致を基本とするため、堺市議会の意向を確認した上で、今期の進め方を考えることとなりました。

以上、大阪広域水道企業団議会8月臨時会についての報告とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第4、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、本町山田地内において発生いたしました公用車による物損事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は5万5千円で、損害賠償の相手方は本町の住民でございます。

本件事故は、6月24日、午後3時頃、山田地内の町道において本町職員が公用車を左折進行する際に相手方所有のフェンスに接触したことにより損傷させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は町側100%で、相手方との協議が整ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年8月10日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により本議会にご報告するものでございます。

なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件のご報告とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） ただいま報告がありました。

報告第5号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略をいたします。

よって、報告第5号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は、報告済みといたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第5、報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、これを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率を、また、同法第22条第1項の規定により資金不足比率を、それぞれご報告させていただくものでございます。

まず、一般会計を対象とした実質赤字比率並びに財産区特別会計を除く全会計を対象とした連結実質赤字比率については、前年度と同様、各会計の収支において赤字が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

次に、実質公債費率につきましては、標準財政規模が増大したことなどにより前年度より0.7ポイント減少の5.5%となっております。

将来負担比率につきましては、基金取崩しなどの影響により前年度より4.2ポイント増加しましたが、マイナス24.3%となることから、指標値が算定されないため、横バー表示とさせていただきます。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計において資金不足が発生していないことから、横バー表示とさせていただきます。

参考としまして、それぞれの指標値の下に括弧書きにて本町に適用される基準値を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、本報告につきましては、別途監査委員の意見を決算審査意見書として付しておりますので、併せてご参照ください。

以上、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、報告がありました。

以上で、報告第6号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第6、認定第1号から日程第12、認定第7号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（奥埜哲生君） おはようございます。

それでは、ただいま一括上程いただきました認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてまで6件の決算認定につきまして、私のほうから提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和3年度の一般会計をはじめ各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の第2項の規定によりまして、去る8月1日、本町監査委員の審査を受け、別冊により配布をさせていただいております決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいております、同条第3項の規定に基づきまして議会の認定に付するものでございます。

なお、ご説明につきましては、令和3年度歳入歳出決算書において掲載をいたしております会計ごとの実質収支に関する調書により決算の結果のみとさせていただきたく、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

では、まず初めに、認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。

決算書18頁となります。

歳入総額は、64億8千513万9千677円、歳出総額62億7千706万8千411円。歳入歳出差引額は、2億807万1千266円となりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源2千667万2千702円を差し引いた実質収支額が1億8千139万8千564円となり、全額を令和4年度へ繰り越すこととなります。

次に、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

212頁をご覧ください。

歳入総額が14億2千996万3千139円、歳出総額は14億908万3千530円。歳入歳出差引額が2千87万9千609円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の2千87万9千609円となり、全額が令和4年度へ繰越しとなります。

続きまして、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

246頁をご覧ください。

歳入総額が399万9千533円、歳出総額が311万6千623円で、歳入歳出差

引額は88万2千910円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の88万2千910円となり、全額を令和4年度へ繰り越すこととなります。

次に、認定第4号、令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

266頁をご覧ください。

歳入総額は103万2千588円、歳出総額が68万1千360円、歳入歳出差引額が35万1千228円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の35万1千228円となり、全額が令和4年度へ繰越しとなります。

次に、認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

286頁となります。

歳入総額は13億2千291万7千321円、歳出総額は12億5千343万8千167円で、歳入歳出差引額が6千947万9千154円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額の6千947万9千154円となり、全額が令和4年度へ繰越しとなります。

最後でございますが、認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

326頁となります。

歳入総額は2億3千42万1千657円、歳出総額は2億2千346万4千256円で、歳入歳出差引額が695万7千401円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の695万7千401円となり、全額を令和4年度へ繰り越すこととなります。

以上、誠に簡単ではございますが、認定第1号から第6号まで6件についての提案理由並びに内容のご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和3年度の太子町下水道事業会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法第

30条第2項の規定に基づき、去る8月1日に本町監査委員の審査を受け、決算審査意見書のとおり、適正である旨の審査結果をいただいております、同条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

令和3年度太子町下水道事業会計決算につきましては、収益的収入は3億874万207円、収益的支出は3億807万9千742円となっております。

次に、資本的収支ですが、資本的収入は1億6千135万4千100円、資本的支出では2億5千533万4千647円、差引き9千398万547円の不足額につきましては、当年度分消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定につきまして、監査委員の審査を経ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については決算常任委員会に、認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての3件は福祉文教常任委員会に、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、及び認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定についての3件は総務まちづくり常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第13、議案第36号、及び日程第14、議案第37号、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、個人番号カードいわゆるマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を可能とさせるために改正するものでございます。

併せて、太子町手数料徴収条例に規定する印鑑登録証明等の交付を明確にするため、附則第2項にて本町の手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和3年8月10日に、人事院より国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置が明らかにされ、当該措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のため休暇の対象期間の拡大等に係る事項については、令和4年10月1日の施行とされているところでございます。

本改正は、国家公務員の措置との権衡を踏まえる地方公務員法の趣旨に従い、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、及び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関する措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件、及び議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件の2件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第15、議案第38号から日程第18、議案第41号まで、これら4件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第38号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2億6千736万5千円を追加し、総額を61億1千198万6千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業や、三世帯同居・近居支援補助事業に係る経費のほか、前年度国庫補助事業の精算に係る償還金に要する経費などについて予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、前年度繰越金や地方交付税臨時財政対策債の調整に加え、歳出事業に伴う財源として国・府支出金及び寄付金などで予算措置を行うと共に、財源調整として財政調整基金により繰入れを行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千104万4千円を追加し、総額を14億9千629万3千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、未就学児均等割保険料軽減措置の導入に伴う国保事業報告システム改修費や、令和3年度の国・府支出金の精算に伴う返還金、並びに財政調整基金積立金の増額のほか、令和2年度分の出産育児一時金繰入金に係る精算のため、一般会計繰出金を措置いたしております。

一方、歳入につきましては、国保事業報告システム改修費の財源といたしまして、府支出金の特別交付金を措置すると共に、令和3年度の決算剰余金の確定による繰越金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、

ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第40号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ8千865万円を追加し、総額を14億4千989万6千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、地域支援事業及び介護給付費負担金における令和3年度の国庫支出金等の精算に伴う返還金及び介護給付費準備基金積立金並びに一般会計繰出金の増額を行っております。

歳入につきましては、保険者機能強化推進交付金、介護保険者努力支援交付金の内示に伴う予算計上、及び前年度繰越金の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案する次第であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、令和4年度地方債同意等基準運用要綱において会計処理及び財務諸表の作成に要する経費に係る公営企業債の対象期間が拡大されたことにより、公営企業経営支援業務委託料66万円の財源に充てるための公営企業債60万円を借り入れるものでございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第38号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、及び議案第40号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件は、福祉文

教常任委員会に付託いたします。

議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（辻本 馨君） 日程第19、議案第42号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第42号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

現在、本町の固定資産評価審査委員会委員に就任いただいております大内壽和氏におかれましては、本年9月28日をもって任期が満了いたします。つきましては、同氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和4年9月29日から令和7年9月28日まででございます。

何とぞよろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま、提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は委員会付託を省略いたします。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第42号を原案どおり同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号、太子町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（辻本 馨君） 日程第20、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願、これを議題といたします。

請願の紹介議員に説明を求めます。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願が、平和と生活をむすぶ会、湯川恭氏ほか3名から提出されました。

その請願の紹介議員として、請願趣旨をもって説明させていただきます。

請願趣旨。

歴史的な核兵器禁止条約は、広島・長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日に採択され、2021年1月22日に同条約が発効しました。

条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章・国際法・国際人道法・国際人権法に反するものであると断罪しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて“違法なもの”となったのです。

条約はその前文において「全廃こそがいかなる状況においても核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法である」として、開発・生産・実験・製造・取得・保有・貯蔵・使用、そして威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し「抜け穴」を許さないものとなっています。また条約は、核保有国の条約参加への道を規定し、同時に被爆者や核実験被害者（『ヒバクシャ』）への援助の責任も明確しています。

このように核兵器禁止条約は、世界のヒバクシャとともに日本国民が長年にわたり切

望してきた核兵器完全撤廃につながる画期的なものです。

今年の6月には、核兵器禁止条約第1回締約国会議が開かれました。国連加盟国（193）の約半数近い86か国が署名、66か国が批准しています。同会議には北大西洋条約機構（NATO）加盟4か国やオーストラリアがオブザーバー参加しました。にもかかわらず、日本政府は「橋渡し役」をしないと断りながらオブザーバー参加もしていませんでした。

私たち太子町民は、安心と希望の持てるまちづくりをめざし、二上山のふもとより、平和を愛する世界の人々とつながっていきたくと切望します。

貴議会として、日本政府が「唯一の戦争被爆国」として核兵器禁止のため真剣に努力する証として、「日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める」意見書を提出していただくようお願いいたします。

記。

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出してください。

以上。

請願趣旨をもって説明とし、提案するものです。何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） ただいま、請願について説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願います。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時43分 散会）

【第 2 日】

令和4年 第3回太子町議会定例会会議録

令和4年9月29日(木) 午前 9時30分開会

◎出席議員(10名)

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君
税務課長	田中信幸君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 今後の行財政運営について……………建石良明君
- ・ 土地利用方針の見直しについて……………村井浩二君
- ・ 防災工事阻む所有者不明土地について……………中村直幸君
- ・ 太子町公共施設等総合管理計画について……………斧田秀明君
- ・ 「公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスの設置を」…辻本博之君
- ・ 公約通り給食費の無償化を……………藤井千代美君
- ・ 高齢者対策としてごみのふれあい収集を…………… 〃
- ・ 「世界平和統一家庭連合（統一教会）」に関わっていないか
調査を……………西田いく子君
- ・ 住民が利用しやすい生涯学習センターに…………… 〃

日程第2 議案第43号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、7名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[2番 建石良明君 登壇]

○2番(建石良明君) おはようございます。大阪維新の会、建石良明です。

通告に基づいて、質問いたします。

今回の私の質問は、今後の行財政運営について、1、「町村の中長期財政シミュレーション」について、2、将来の行財政運営の在り方について質問いたします。

まず、町村の中長期財政シミュレーションについて伺います。

本定例会に提出された令和3年度一般会計歳入歳出決算によれば、令和3年度決算では、実質収支は約1億8千万円の黒字となっています。令和2年度決算は約5千万円の黒字でしたので、収支状況が改善しています。更に、地方税などの経常的な一般財源がどの程度経常的な経費に充てられているかを示す経常収支比率を見ても、令和3年度決算では88.8%と、前年度から約10.5ポイント改善しています。

以上のように、短期的に見れば、一見、町の財政状況は好転したようにも見えますが、町の税収を見ると、個人住民税や固定資産税は前年度比2.8ポイントの減少、歳入に占める自主財源の比率は30.7%と、ふるさと納税寄付金の増加などの影響で前年度

より改善したものの、依然として低く、外的な要因に大きく影響を受ける財政構造となっています。更に、町の中長期の財政見通しを見ると、令和3年3月に大阪府が公表した太子町中長期財政シミュレーションでは、人口減少と連動して町税が減少する一方、地方交付税の大幅な増加が見込めない中、社会保障経費や物件費などの歳出が増高していくことが予測されています。その上、本町では、公共施設の老朽化対策などでも多額の財政需要が見込まれます。

今述べた「太子町中長期財政シミュレーション」については、今年4月に最新の数値で更新がなされたと伺っていますが、その内容とはどのようなものなのでしょうか。新たに更新をされた点なども含め、お尋ねいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

大阪府では市町村局が中心となり、財政基盤が脆弱な町村を対象に、人口減少・高齢化がもたらす将来課題が長期的財政収支にどのような影響を与えるかを分析するために、財政シミュレーションを作成しています。

令和4年4月に公表されました「太子町中長期財政シミュレーション」の内容につきましては、令和2年度決算をベースに向こう15年間を再推計したもので、令和2年度決算においては、国からのコロナ対策交付金や地方交付税交付金が大幅な増収となり、赤字ではあるものの実質単年度収支が大きく改善したことにより、前回推計では財政調整基金の枯渇時期が令和7年度であったものが、令和10年度へと後ろ倒しになっております。

直近の令和3年度決算においても、町税が減収する中、町では歳入確保の取組としまして、ふるさと納税制度を活用したメニューの拡充を図り、また、今年度は町有地の売却を実施するなどの対策も進めております。

しかし、今後も地方交付税の大幅な増加は見込めない中、町税は減少し、一方、社会保障経費や物件費等が増高していく傾向は変わりなく、本町の財政状況は構造的に経常収支比率が高水準で、非常に硬直化した状況と認識をしております。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） 大阪府が今年4月に公表した最新の中長期財政シミュレーションでも、中長期のスパンで見れば、町の財政状況は大変厳しいことが分かりました。こうした中長期の財政見通しを踏まえつつ、今後も本町が持続可能な形で行財政を運営して

いくためには、住民ニーズに応じ必要な施策はしっかり推進しながらも、事業評価などの歳出抑制、使用料や手数料の見直し、企業誘致やふるさと納税などによる自主財源の確保にしっかり取り組んでいくことが重要と考えます。

更に、こうした日々の取組に合わせ、人口減少や高齢化が今後急速に進んでいくことを考えると、近い将来、町が抱えるかもしれない具体的な課題やそれに対する対応策についても今の早い段階から議論し、どのように対応していくべきなのか検討しておくことが重要であると考えます。この点について、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（辻本 馨君） 町長。

○町長（田中祐二君） 議員ご指摘のとおり、本町におきましても、人口減少・高齢化により、介護や高齢者支援、保育等の住民生活、まちづくりなど多方面において、今後、様々な行政課題が顕在化するおそれがあります。そのため、組織の再編やICT化による行財政基盤の強化に加え、新たに生じる課題の解決を図るため、早期に対応策を講じていく必要があります。

このため、取組の1つとして、本年6月から、大阪府市町村局、河南町、千早赤阪村と共同で「町村の将来のあり方に関する勉強会」を立ち上げ、各町村や圏域における具体的な行政課題とその対応方策等について現在検討しています。具体的には、専門人材の確保、公共施設の最適配置等について、各町村の現状把握や課題の抽出を行い、広域連携なども含めた対応方策について議論を進めており、今年度中に検討結果を取りまとめ、町の将来の在り方に関するオープンな議論につなげていく予定でございます。

私としては、既存の行政区の在り方にとらわれず、全体として限られた税金をいかに効率良く運営していくのかを議論する必要もあると思っております。

差し当たっては、今後、新型コロナウイルス感染症が収束し、地方財政の構造が平時に戻ることを前提に、事業執行に必要な財源確保について合理的な見通しを踏まえた財政運営が求められ、持続可能で安定した行財政運営の実現に取り組んでまいりますので、議員の皆様はじめ、住民の皆様にも、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ただいまの答弁では、今年6月から大阪府や近隣の団体と共同で新たな勉強会を立ち上げ、各町村や地域における具体的な課題とその対応策について検討されているとのことでありました。こうした将来の町の在り方についての議論は、私たち町議会をはじめ、住民の皆さんをも巻き込みながら、積極的な議論を喚起していく

ことが重要であると考えます。

検討結果がまとまった暁には公表し、議会へ報告をいただくなど、ぜひ見える化を行っていただき、町全体の議論の喚起につなげていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、2番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔6番 村井浩二君 登壇〕

○6番（村井浩二君） 議席番号6番、自民クラブ、村井浩二でございます。

通告に従いまして、土地利用方針の見直しについて、そして、昭和47年に指定された太子町農業振興整備計画について質問させていただきます。

まず、私ごとですが、私は昭和47年生まれで、今年で50歳になります。昭和47を思い返せば、札幌オリンピックの開催や米国ニクソン大統領の電撃訪中、また、日中国交正常化、そして、それに伴い、上野動物園にランラン、カンカン、2頭のパンダが来園しました。ほかにも、浅間山荘事件、ベトナム戦争の激化、千日デパート火災等、我が国は第2次ベビーブームを迎え、人口も増加し、都市化も進み、オイルショックの前年の年として活況にあふれ、活気があった時代です。

その後、時代の潮流も速く、半世紀たった現在では、台中関係はさま変わりしており、少子高齢化に伴う将来への見通しが不安視される時代と、計画策定当時とは全く違う時代を迎えております。

昭和43年の新都市計画法制定と昭和45年までの土地三法制定後、相次ぎ新都市計画法が改正され、中でも昭和55年の地区計画制度の導入、平成4年の都市計画マスタープラン策定と用途地域の詳細化など度重なる法改正により、住民参加によるまちづくりの推進、スプロール現象による環境悪化の防止、そして、地方公共団体がまちづくりを積極的に取り組めるように改正されております。

先日、新聞の記事において、我が国の人口は平成20年をピークに減少へと転じ、令和30年には1億人を割り込むとの試算がされており、人口減少時代の到来により、市街化調整区域の開発の縛りが有効な土地活用を阻害し、過疎化を進めるとの考えが地方中心に問題提起されております。全国の地方公共団体では、人口減少時代に対応したまちづくりを推進させるため、都市計画区域の見直しや規制緩和を実施しているとのこと

です。

本町が策定した第2次総合計画から順次総合計画を読み返してみますと、西山地区住宅開発、後の聖和台住宅開発、広域農道の整備、府道美原太子線や太子中央線の都市計画道路の整備、そして南阪奈道路の整備と、本町の将来の発展に寄与する都市計画が実施されてきましたが、半世紀において、総合計画、そして都市計画マスタープランにおいて土地利用の方針は大きく見直されず、特に頻繁に自動車が行き交う府道美原太子線沿線の土地利用は、近い将来開通するであろう府道27号柏原駒ヶ谷千早赤阪線バイパス、いわゆる山城バイパスが開通する前に都市計画区域の見直しをしなければ、調整区域内でのスプロール現象が一層進むのではないかと危惧しております。

そこで、本町全域を対象として、住民の皆様や土地所有者、大阪府をはじめとする関係機関と協議した上、早急に都市計画マスタープラン及び都市計画区域を見直し、有効な土地利用について検討しなければならないと考えますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 土地利用方針の見直しについて、私のほうからご答弁申し上げます。

本町のまちづくり方針を示す第5次太子町総合計画では、計画期間を平成28年度から令和7年度までの10年間として定め、将来像である「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ和のまち“たいし”」を実現するため、その推進に努めているところでございます。

特に土地利用に関しましては、将来の人口動態や産業立地にも深く影響するものであり、本町を6つのゾーンに分け、各々のゾーンが持つ地域特性や将来性を見据えながら土地利用方針を設定し、これまでの間まちづくりを進めてまいりました。

一例を挙げますと、本町北東部に位置する太子インターチェンジ周辺の広域交流ゾーンでは、「周辺の自然環境と調和した地域経済の活性化につながる産業の誘致に努める」としており、このゾーンに位置する府道香芝太子線沿道では、10月から産業振興に寄与する工場等の立地基準を施行してまいります。また、本町西側、「農地と調和を図りながら生活の利便性につながる商業施設などの誘致に努める」と位置づけた緑交流ゾーンには、長年の課題であった太子西条地区の集客機能の高い商業施設の企業進出につながりました。

共に、総合計画並びに都市計画マスタープランでの土地利用方針を踏まえ、本町の将来を見据えたビジョンのもと、都市的土地利用と農業的土地利用との調和を図りながら、更には乱開発の抑制も図りつつ、計画的に取り組んできた結果であると考えております。各々のゾーンは、集客ポテンシャルの高い区域として、また、新しい産業誘致の起爆剤として、今後の本町の活性化にもつながるものと期待しています。

現在、第5次太子町総合計画は、令和3年度からの5年間を後期基本計画として展開しており、将来にわたり本町が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていくことができるよう、脱炭素社会の実現に向けた取組や持続可能な社会を実現するSDGsの理念も踏まえた実効性のある施策の実施を進めてまいります。直近では、11月に予定しているたいしタウンミーティングなど、総合計画を推進するに当たり、住民の皆様との対話を進めながら、まちづくりに関して広く意見をお聞きしていくことも予定しております。

令和7年、2025年には大阪・関西万博が開催されます。それを契機に、今後本町を取り巻く社会経済環境も大きく変容するものと想定しております。子育て世代の移住・定住促進に関する取組や町内の既存企業の強化や新たな企業誘致への取組、山城バイパスなど新たな道路整備など、目標年次の令和7年度に向け、引き続き地域特性に応じた土地利用を進めることで、本町の基本理念に沿ったまちづくりの更なる発展につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま政策総務部長より土地利用方針を見定めていくことが重要であるとのことご答弁をいただき、都市計画とは、行政と住民が主体となり、地域の課題を解決し、持続可能なまちづくりの将来像を実現するために行うものです。その町の安定した財源確保という側面も大いにあると考えます。先ほど建石議員のご質問にありましたように、厳しい財政運営が強いられており、財政基盤が脆弱な自治体である太子町としては、歳入確保の青写真とも言える都市計画の抜本的な見直しを検討・実施することを求めます。

次に、通告の本題であります太子町農業振興地域整備計画の見直しについての質問をさせていただきます。

まず、町内各所において、秋の太子町の風景、黄金色に輝きたわわに実る聖徳太子の

恵み、万葉の里、太子のお米の収穫時期が到来いたしました。今シーズンは、初夏の少雨による農業用水の不足が懸念され、お盆前後には連日のゲリラ豪雨と言われる夕立に見舞われ、また、今月に入っては非常に強い台風接近による被害も予測されておりましたが、町内においては甚大な被害がなく、安堵しております。

しかし、日本列島各地においては、ここ数年、毎年のように自然災害の猛威に翻弄され、また、有害生物や有害鳥獣の繁殖により農業環境が変化し、生産農家さんには厳しさを増す営農環境となっております。また、昨今の海外情勢を起因とした原材料高の影響が農業経営を圧迫し、持続的な営農の厳しさを増すことが予測されます。

時は遡り、高度成長期以来、本町の主な産業として採石業や軍手などの製造業、そして果樹・蔬菜栽培の農業でしたが、時代の流れ、市場のグローバル化に伴い、採石業や製造業は衰退し、残る農業も持続的な営農継続も不安視されております。そんな中、農家さんを中心とした土地所有者さんの方より、農地の保全に関することや多様な土地利用に関する事など、日々、様々な土地利用に関するご相談があります。

私が住まいする山田地区においては、都市計画法により市街化を抑制すべき区域として指定されている市街化調整区域も多く、そして、農地としては、農業振興法の整備に関する法律により農業振興地域内の農用地に指定されている農地が大半です。農業振興地域・農用地に関し、本町では昭和47年に指定され、昭和49年に太子町農業振興地域整備計画が策定されました。平成2年に一部変更がありましたが、指定以降、大きな見直しはなく、約50年前に策定されたまま令和の今日まで計画が実施されております。

先日より山田地区において、農業関係団体の皆様と農振農用地の現況調査を実施したところ、昭和47年に農振農用地に指定された農地は約90ヘクタールありました。調査の結果、現在では30ヘクタールと、3分の1が農地として活用され、3分の2の農地が耕作放棄地や農地転用されているのが実情です。

そのような本町における農業や農地の実態を調査し、農家の皆様、農地所有者、農業関連団体及び大阪府と協議した上、農業振興地域整備計画、いわゆる農振農用地の線引きの見直しを行う必要があると考えますが、本町のお考えをお伺いします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 太子農業振興地域整備計画の見直しについて、私のほうから答弁申し上げます。

農業振興地域整備計画では、農業生産基盤の整備、農用地等の保全、農業経営の規模

拡大、農業の近代化のための施設整備等の事項を農業振興地域の整備に関する法律により定めるものとされております。

本町におきましては、昭和49年に太子農業振興地域整備計画を策定後、平成2年に変更し、現在、農用地区域を231ヘクタール指定しているところでございます。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農地の確保と有効利用は、国土の保全、自然環境の保全、防災、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成等、多様な公益的機能を適切に発揮させる上で必要であります。高齡化や次世代の担い手不足により休耕地や耕作放棄地が増加しており、今後の対応策について検討していく必要があると考えております。

なお、本年5月には農業経営基盤強化促進法が改正され、農地利用の目指すべき将来像を地域ごとに描き、農地の集約化を進めるための地域計画の策定など、今後新たな展開が予測されます。

したがいまして、太子農業振興地域整備計画の見直しについては、農地の集約化を進めるための地域計画並びに令和8年度に予定されている上位計画である大阪府農業振興地域整備基本方針の見直しに整合を図ると共に、基礎調査により地域の状況を把握した上で、農業協同組合、農業委員会をはじめとする関係団体と連携しながら見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 村井議員。

○6番（村井浩二君） ただいま、まちづくり推進部長より見直しを行ってまいりたいとのご答弁をいただき、先ほどの質問と同様に、農家の皆様、農地所有者及び農業関係団体としっかりと協議した上で見直しを進めていただきたい。また、調査の結果、引き続き、良好な営農条件を備えている農地・区域においては、農家の皆様と共に農空間を保全していかなければなりません。

併せて、国が重点的に農業施策として実施している農地の大規模化、いわゆる圃場整備事業や農空間の保全に関する事業の検討・実施、そして、生産された農産物のブランド化や6次産業化させることにより、大阪府が南河内エリアで検討されております南河内フルーツロードとの相乗効果が大きい期待できるのではないのでしょうか。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、3番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

[7番 中村直幸君 登壇]

○7番（中村直幸君） 議席番号7番、自由民主党会派の中村直幸でございます。

通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なるご答弁のほど、お願いいたします。

本日は、防災工事を阻む所有者不明の土地について、以下、2、3点の質問を含めてお伺いをいたします。

2018年7月、広島、岡山、愛媛3県を中心に300人以上が犠牲となった西日本豪雨があります。中でも愛媛県宇和島市では、土地の所有者や境界などを特定することができなかったために防災対策工事ができず、土砂災害により甚大な被害が出ました。あれから4年になる現在においても、対策工事は遅れております。

その原因の1つとして、所有者不明土地の存在があります。山の斜面に防災用の擁壁を作ろうとしておりました。しかし、その土地の所有者が特定できない土地が点在しているために擁壁のための用地の取得ができずに、一部の計画が頓挫いたしました。

不幸に、当時、県に対し擁壁の設置要望をされていた住民の方の自宅が、そのときの豪雨により土砂災害で全壊いたしました。その土砂が崩落した現場の両側には豪雨前に擁壁が整備されており、被害を免れていたわけです。たまたま擁壁が土地所有者不明のために作れなかった部分を目がけて、たまたまそのところへ被害が行ってしまった。被災された方は完成した擁壁を見て、どうしてあそこだけ工事をしてくれないのだろうかと繰り返し不安を口にし、被災された後は、危険性は以前から指摘されていたのに、対策工事ができていたら防げたかもしれないと悔やんでおられたそうです。

近年、不動産登記簿の台帳において、所有者が直ちに判明しないか判明しても連絡がつかず、所有者不明となる土地が全国的に増えております。相手方の土地所有が分からず、個人情報守秘義務の観点から個人では相続人を調べることができず、交渉のしようがないなどの事案も多くあると思います。太子町でも多分に漏れず、境界、環境、防災、防犯など、土地にまつわる地域住民や自治会からの相談や苦情が私のもとにも寄せられております。

ここで、町として、このような相談の現状の対応についてお伺いをいたします。本町における所有者が不明とされている土地について、どのように把握されているのでしょ

うか。具体的に何件あり、面積はどれぐらい存在しているのでしょうか。また、不具合物件が原因で、行政または住民間で問題になっている事案はあるのでしょうか。

冒頭で申し上げましたように、住民の皆様の大切な生命を守るべき防災工事が所有者不明土地によって阻害される、このような事案は絶対にあってはならないと私は思っております。

先ほど申し上げましたが、愛媛県宇和島市では、災害後、29か所が土地災害対策工事の対象となりましたが、土地の所有者や境界不明確なため調査が長引いたことにより、4年間で工事を終えたのは僅か7か所となっております。

また、東日本大震災で深刻な液状化被害が出た千葉県浦安市では、約1万3千件の調査が必要となっております。既に亡くなっている所有者も法定相続人を特定する作業などが難航し、被災から10年以上も過ぎても、崩れた自宅の修繕ができない住民もいると聞いております。

このような実態を受け、国において所有者不明土地に関する特別措置法が施行されていることですが、本町における今後の活用についてどのようなお考えでしょうか。本町でも、数年前寄付を受けた向少路地区の土地についても利活用については様々な議論がされておりますが、所有者不明土地も一部存在すると聞いております。その対応についてもお尋ねをいたします。ご答弁のほど、お願いいたします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 防災工事を阻む所有者不明土地について、私のほうから答弁申し上げます。

本町では、公共事業に必要な土地や、住民から空き地の草刈り及び空家の高木の伐採などの相談が寄せられた場合、その土地や建物の適正な管理をその所有者に行っていただくために、登記簿謄本や住民票、戸籍及び課税状況などを調査し、所有者が死亡していた場合には親族や法定相続人を含め所有者情報の把握に努めることとしており、現在のところ問題となっている物件はございません。

また、固定資産税についても、所有者や納税義務者が死亡している場合、同様に所有者情報の把握に努めておりますが、例えば、市街化調整区域の農地や山林など免税点未満の土地や建物だけを所有されている方などについては、課税されていないことから、所有者不明土地などに該当するかどうかの調査は行っておりません。

議員のご指摘のとおり、所有者不明土地は、公共事業や災害復旧事業などが円滑に進

まないなど事業実施の支障となり、民間取引や土地の利活用の阻害要因として、全国的にも問題視されております。幸いにも、本町では、現在まで公共事業において所有者不明土地が原因で事業が凍結、阻害されたことはございませんが、今後の事業に対し影響がないとは言い切れません。

そのような中、国におきましても、問題解決に向け制度改正に動き出し、平成30年6月に施行された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法では、所有者不明土地において、公園、道路、学校などの整備といった地域福利増進事業を実施する場合、知事の裁定により最長10年間の使用権を設定することで事業の実施が可能となったことや、土地収用法に基づく公益性等についての事業の認定を受ければ、収用委員会の裁決に代わり、知事の裁定により、審理手続きを経ずに土地を取得することが可能となりました。

また、法務局が所有者不明土地について相続人調査を行い、その結果を行政が利用できる制度も創設され、これにより、事業に伴い必要な権利者を特定する時間の短縮や事務の簡素化を図ることが可能となります。

また、今後、高齢化の進展による相続件数の増加などにより所有者不明土地が増加していくことが予測される中、所有者不明土地を発生させない対策として、これまで任意であった相続登記について、3年以内の相続登記申請が義務化され、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となる相続登記制度の見直しも、令和6年4月1日より施行されることとなっております。これらの法改正により、所有者不明土地に対する問題解消と公共事業の更なるスピードアップを図ることができると考えております。

現在、所有者不明土地対策として、国、地方公共団体、関係団体が取り組むべき対策の実務に携わる担当者向けのガイドラインが国土交通省により策定され、所有者情報の調査方法や所有者が不明の場合の解決方法、また、所有者の不明な土地を増加させないための取組についての記載がされております。

本町といたしましても、土地や家屋の所有者が亡くなられた場合に、その相続人への町税の徴収手続き等依頼に併せまして相続登記の啓発を行い、所有者不明土地の発生対策に努めております。

また、ご質問にありました向少路地区の町有地に囲まれている所有者不明土地についてでございますが、4筆存在しており、いずれも調査を行った結果、所有者及び相続人

がないことが既に判明しております。それらを踏まえ、向少路地区町有地の利活用を含め、今後の公共事業全般における所有者不明地につきましても、国の示すガイドラインや法整備の手法を活用しながら、国、府などと協力し、引き続き情報収集に努め、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 中村議員。

○7番（中村直幸君） ご答弁ありがとうございました。数々の法律の改正等を含む形での取組というふうに取り取りましたが。

戦後の家督制度の廃止によって、所有者の死後、誰が相続するのか、配偶者や兄弟、また、その子どもなど、相続の対象者が20人、30人になるケースもあり、相続人が多ければ多いほどトラブルも多くなります。登記の変更がなされないまま放っておかれる土地は、ますます増えていくと思われまます。それを野放しにすればするほどリスクは高くなります。こんなことをみんなで理解し、本町でも早い政策が必要かと考えております。

知事の裁量により使用権の設定や相続登記の義務化など、所有者不明土地の解消や発生防止には国も積極的に動いているようでございます。先ほど申し上げましたように、所有者不明土地が原因で人命が失われるようなことがあってはなりません。災害が起こってからでは遅いと思ひます。災害といえども、地震による災害、異常気象による風水害、また、人的な災害も近年増えております。数々の災害があります。その災害も、日頃の備えがあれば、災害も大きく抑制されるのではないのでしょうか。早め早めの備えをし、多くの人の命を救ってきました。

それは多くの人々の挑戦があり、太古の昔から備えてきた話の中に、神話でヤマタノオロチの話があります。その話を少しさせていただければと思ひております。この件について議長のほうにお許しをいただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

私は島根県出身でございます、その島根県には古くから石見神楽という神話を基に作った神楽があります。その中に、代表する演目でございますが、「ヤマタノオロチ」というのがございます。ヤマタノオロチというのは、スサノオノミコトがオロチに酒を飲ませて退治するというストーリーでございますが。

このスサノオノミコトでございますが、現在、春日神社に6人の神様が祭られております。フツヌシノミコト、アマノコヤネノミコト、タケミカヅチノカミ、ホンダワケノ

ミコト、そして、先ほど言いましたスサノオノミコト、スサノオノミコトのお姉さんでありますアマテラスオオミカミ、春日神社にはこの6人を守護とする神様を祭っておられます。私の住む遠い島根からこのスサノオノミコトとアマテラスオオミカミがこの春日地区でも祭られているというのには、私自身も驚いておりました。

この先ほど申しましたヤマタノオロチでございますが、ヤマタノオロチそのものは斐伊川を物語っております。先ほど言いましたように、アマテラスオオミカミの弟でありますスサノオノミコトはお姉さんに意地悪をするために、お姉さんが天岩戸に隠れられた。そうすることによって世は暗闇になり悪霊が出て、そういったことが続いたので、天岩戸の前で太鼓や笛をたたき、そこで踊りを踊った。そのことによって、隠れられたアマテラスオオミカミは少しその岩戸を開けられた。その開いた岩戸に手を入れて一気に開けたのがタチカラオノミコト。それを開けたことによって、再びアマテラスオオミカミはこの世に出た。

そういったことによって、明るくなったんですが、その意地悪の罰則として、スサノオノミコトは天上界を追われてこの地上に降りてきました。その降りた先は島根県の斐伊川のほとりであったと。島根県簸川郡斐川町、そこに流れている斐伊川がヤマタノオロチの原点でございます。降り立ったところ、川のほとりに降り立ったんですが、右も左も分からないと。ところが、1本の箸が川上から流れてきた。その箸が流れてくるということは、この上には人がいるだろうということで、上に向かって歩いていったわけですが、そこに、村人のアシナヅチ、テナヅチ、クシナダヒメ、この3人が嘆き悲しんでおったと。

何で嘆き悲しんだかという、クシナダヒメは8人の兄弟がおったと。その8人の7人までがヤマタノオロチに飲まれてしまったと、毎年のように洪水が出て。そういったことで、スサノオノミコトは、そのヤマタノオロチを退治するから8人目のクシナダヒメを私の嫁にくれとということをお父さんとお母さん、アシナヅチ、テナヅチに言った。その代わりに、オロチを退治するので八石八斗の酒を用意しろと。八石八斗といいますが、今に換算しますと13キロリットルぐらいになると思いますが、大型車のタンクローリー1台分ぐらいだと思いますが、そういった酒を用意させた。そのことによってオロチを酒に酔わせて、酔ったところをスサノオノミコトは退治すると、こういう戦略を取ったわけですが、

オロチとは何ぞやと。オロチには背中にヒノキ、松の木、そういったことが生える。

腹は真っ赤で、目は真っ赤な目をしていると。これがヤマタノオロチの正体であると。これは退治するには大変だということなんですけれども。ヤマタノオロチはクシナダヒメの前に用意された酒の匂いを嗅いで、遠い山波の奥から黒雲に乗って下りてきた。そして、大格闘の末、ヤマタノオロチをスサノオノミコトは退治したわけですが、尻尾からアマノムラクモノツルギという剣が1本出てきたということで、オロチは退治されたんですけれども。

本当の神話の中身というのは、スサノオノミコトというのはその斐伊川に堤防を築いた。多くの鉦夫を使って堤防を築いたことによって、山を飲む、畑を飲む、人を飲むという大きな大蛇は実は川であったと。その川を正常に流すことによってオロチを退治したと。そして、鉦夫たちに八石八斗の酒を、当時はお金がないので、一日作業が終わればそれを飲ませて、また明日も頑張ってくれということで、一生懸命斐伊川のほとりに堤防を築いた。そのことによって川は正常に流れた。

奇しくもその川は砂鉄の宝庫であって、先ほど言いましたように、目は真っ赤で腹は真っ赤でというのは、鉄がかなり入っているということから赤錆びた川であったと。そして、目は真っ赤であるというのは、夜、遠い山々から斐伊川を見れば、鉄づくりに励んだ鍛冶屋さんが数多く点在していた。そういったことで、今でも演目の中に出てくるオロチは真っ赤な目を電球を灯して演技をしておりますけれども。

そういったことで、実際にはそういった太古の昔から、やはり防災、そういったことを人間はやってきたと思います。

ところが、日本全国には相当な川があると思うんですけれども、なぜそういった斐伊川だけが伝説として、また、神話として残ったのだろうかということで、私も少し調べさせてもらったんですけれども。

実は私もこの仕事をする前に少し、実際は技術屋でございました。顕微鏡も長い間見ておりましたけれども、鉄を一生懸命勉強しておりました。皆様方のゴルフをされる方はご存じかと思いますが、少し前あたりにゴルフのクラブでボロンという言葉が聞かれたことがあるかと思うんですけれども、このボロンという物質が、斐伊川のそばを流れる川の中にボロンの物質が含まれておった。砂鉄がそのボロンと化合して、ボロンそのものは強い鉄を作るのではなく、焼き入れをしたときに非常にソルバイト組織に早くなる。そのことによって、硬く強い焼き入れが入るという物質であったというのを、私も当時ちょうど研究した頃にその物質というのは発見されたんですけれども。一般的

には添加物としてはニッケル、クロム、モリブデンというこういった硬質のものが使われておったんですけれども、自然に斐伊川の石見地方にはああいう物質がかなりありました。当然ながら、世界遺産になりました石見銀山もその1つです。

先ほどの大水が出る。オロチが暴れる。これにも1つ裏がありました。鉄を作るには、今はコークスとか灯油とか、燃料がかなりありますけれども、当時では炭しかない。大量の炭が必要である、鉄を作るには。その鉄を作る炭を、その近辺で全ての山を丸坊主にしてしまった。木を切ってしまうと炭に変えてしまった。そのことによって、降った雨は一気に川に流れてしまった。そのことの繰返しを天上界でスサノオノミコトは見ておったということではないだろうか。そのことによって調整を。山には木を植えなさい。そして、丸っぼの山を丸坊主にすると相当な雨は一気に川に出てくる。そのことによって氾濫を起こす。そういったことをスサノオは教えたんじゃないだろうかというふうに私は理解しておりますが。

長々とお話しさせていただきましたけれども、いずれにせよ、1つの備えとして頑張っていたかと思っております。とにかく災害が起こってからでは遅いです。災害を未然に防ぐにも、所有者不明の土地にご尽力をいただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（辻本 馨君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、4番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

今回は、太子町公共施設等総合管理計画についての質問でございます。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

太子町の人口は、皆様もご存じのとおり、平成17年の1万4千483人をピークに減少を続けており、少子高齢化の傾向は今後も続くと予想されます。今後、財政状況がますます厳しくなることは、これだけでも予測ができます。

今回の令和3年度の一般会計の決算状況を見ますと黒字で、表面的にはゆとりがあるように見えますが、太子町の本質的な財政状況を見ると、町税などの自主財源は少なく、国や府の補助金等の依存財源に頼っているというふうな形です。つまり、太子町のまち

づくりを計画するときには、自由でゆとりを持ったものというより、常に選択と集中で事業を絞られるというふうなことが必要とされております。

さて、太子町の公共建築物が建築されてきた経過は、人口が急増した昭和40年から50年に全体の4割弱が建設され、その後は、平成2年から4年にかけての建設が集中しております。町内には、公共建築物、いわゆる箱物と言われる施設が32か所、その他、道路、橋梁、トンネル、下水道といったインフラ施設があり、いずれの施設においても着実に老朽化が進行しております。

公共施設は住民生活に欠かせないものであり、安心・安全な生活に直接影響することから、行政として日頃からその維持管理に取り組まれていることと思います。しかし、この公共施設等総合管理計画を見ると、公共施設の財源の見通しは示されておられません。計画の中で、公共建築物とインフラ施設の更新費用は、向こう40年間に約307億円程度あるというふうな形でございます。このような計画の中で財源に踏み込んでいないというふうなことにつきまして、将来的には必ず必要となる公共施設の老朽化対策に係る財源をどのように確保されていくつもりなのかについて答弁を求めます。

○議長（辻本 馨君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 本町の公共施設等総合管理計画について、ご答弁申し上げます。

昨年度末更新しました本計画につきましては、高齢化の進展や人口減少といった社会情勢の変化に対し、将来の公共施設の在り方や老朽化対策について、行政組織内のみならず、幅広く住民の皆様とも課題を共有し、今後の方針を議論するベースとなるべきものです。主な内容としましては、各施設の現状分析、財政状況及び収支見通し、将来の施設更新に係る費用推計、施設管理に対する今後の基本的な考え方などで構成されております。

特に議員ご指摘の将来の更新費等の試算部分につきましては、その前提として、現保有施設を同種同規模で将来も維持し続けた場合に要するであろう費用を国の試算ソフトにより機械的に算定した結果でございまして、実際の予算執行額とは必ずしも一致するものではございません。また、老朽化した施設に長寿命化対策を講じることにより耐用年数を延ばすなど、費用の圧縮を図る取組も継続してまいります。

しかしながら、そのような点を加味しましても、今後必要となる費用は非常に大きく、将来の町財政、ひいては住民サービスを圧迫することが懸念され、財源確保に向けた不慮の取組が必要不可欠であります。

近年の本町を取り巻く財政状況につきましては、町税の増収が見込めない中、国からの地方交付税など、いわゆる依存財源に大きく左右される不安定とも言える状況です。実際の施設整備に当たっては、公共施設の老朽化対策に要する財源として、国費や地方債を最大限活用できるよう、情報収集等に努めると共に、多額の一般財源も見込まれる中、公共施設等整備基金を活用した財政負担の平準化を図ってまいります。

○議長（辻本 馨君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 答弁ありがとうございます。

将来のまちづくりの展望や方向性を踏まえた上で、それらを実現するため公共施設等の管理に関する計画であり、公共施設全体を長期的な視点に立って戦略的にマネジメントを行っていくというふうなことです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

住民生活の安心・安全のベースとなっているのが公共施設ですが、公共施設といひましても、それぞれの設置目的やその時代の流れなどによつて、住民の皆さんの利用状況などが大きく変化しています。

1つの例ですが、地区集会所は、以前はお通夜や告別式などの利用実績がトップを占めていましたが、今までは全然ないような状況になっております。時代の流れによつて住民の皆さんの利用状況が本当に大きく変化しており、その葬儀の在り方につきましても、葬儀会館によるもので、一般葬というふうなものから家族葬というふうなものに変化をしております。

こちら辺につきまして、私の勝手な思ひなんですけれども、太子町で生まれ育つた皆さんが最終を迎える場所として、太子町の中でそういうふうな形でできないかなというふうな思ひなどもあります。こういう地区集会場をリノベーションすることで、また、バリアフリー化ができるというふうな形であれば、町内で人生最後の儀式であるお通夜であったり葬式であるというふうなものの復活ができないかなというふうな想像もしております。

ここで集会所の将来について回答を求めるとはごさいません。住民の皆さんが本当に求める施設というふうなものについてこれから十分に考えていただきたいということで、1つの例として提案させていただきました。

現在の太子町の公共施設の設置状況、どのようになっているのでしょうか。また、今後の見込みについての答弁を求めます。

○議長（辻本 馨君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 現在町内にある公道施設の設置状況を見ますと、役場庁舎や学校園、住民の生命と財産を守るための消防施設、健康で文化的な生活を送るための各種社会教育施設や福祉センター、情報発信や地域の活力の場でもある道の駅、それから、議員ご指摘のコミュニティ形成の場として町内に6か所、6地区に設置されました地区集会所などが挙げられます。

人口減少時代を迎えた今、右肩上がりの時代に計画された施設の規模や配置について、住民ニーズを的確にくみ取り施設の再編を進めていくことは、時代の要請であります。施設の再編に関しましては、一般的には集約化・複合化、長寿命化、転用、除却といった手法が用いられますが、町内各施設の在り方を検討する際は十分な議論を要する課題であります。住民の皆様が何を求めているのか、老朽化や人口減少を見据えた本町の公共施設をどのように捉えればいいのか、いろんなご意見があるかと思えます。ニーズ把握やご意見につきましては、この秋に開催予定のタウンミーティングの機会等も活用しながら、そのお声をお聞きしてまいります。

公共施設は町の大きな資産ですが、少子高齢化に伴う人口減少が進行する中、コンパクトなまちづくり、いわゆるコンパクトシティを見据え、役場周辺の本町の中心的な区域にある公民館の跡地利用も含め、公共施設の集約化や適正管理など、持続可能な施設運営の在り方を考えていく必要がございます。住民の皆様にとって真に必要なかつ、持続可能な施設を次世代に引き継ぐために、今後も施設の最適化を進めてまいります。

○議長（辻本 馨君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 答弁ありがとうございました。

これからも、太子町公共施設等総合管理計画につきましては、大きな柱としての位置づけとして、住民の皆様が安心して太子町で暮らせる取組として活用していただけたらというふうに思います。

今後、時代と共に地域の要望も変わってまいります。太子町の将来を見据え、地域の皆様の意見をしっかりと聞きながら、住民の皆さんが本当に求められている施設についての実現をできますことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（辻本 馨君） では、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時40分 休憩）

(午前10時49分 再開)

○議長(辻本 馨君) それでは、再開いたします。

次に、5番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本議員。

[5番 辻本博之君 登壇]

○5番(辻本博之君) 議席番号5番、公明党、辻本博之です。

通告により、一般質問させていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスの設置について、質問させていただきます。

まず、サンタリーボックスと呼ばれるごみ箱をご存じでしょうか。女性の方であれば知っている方も多いでしょうが、男性はあまり聞き慣れない名前だと思います。恥ずかしながら、私もお要望をお聞きしたとき、すぐには頭に浮かびませんでした。

男性への認知度が低いサンタリーボックスですが、現在、男性用トイレへの設置が広まっております。それはなぜでしょうか。従来、サンタリーボックスは、女性用トイレに使用済みの生理用品などのトイレに流せないものを廃棄する目的で設置されている専用のごみ箱のことです。その用途のとおり、女性用トイレもしくは男女兼用トイレに設置されるのが一般的です。

それなのに、なぜ男性用トイレにも必要になってきているのでしょうか。近年、日本でも食文化の欧米化などが原因で、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきています。どちらも排尿障がいを引き起こし、たとえこれらのがんを手術により摘出したとしても、尿失禁や頻尿などの症状は残ると言われています。日常生活においても尿意を感じる頻度が増大し、これを防ぐため、おむつや尿漏れパッドで対応するのが一般的です。

しかし、男性用トイレの個室にはサンタリーボックスの設置が少ないのが現状であるようです。そのため、捨てる場所に困り、人知れず苦勞されている方も少なくありません。あまり人に知られたくないという思いから、これまで悩みが公にならなかったようです。外出する際の不安を少しでも取り除くため、男性用トイレのサンタリーボックスは必要不可欠かと思えます。

そこでお聞きいたします。太子町を含む近隣市町村における公共施設の男性用トイレ

のサンタリーボックスの設置状況はどうなっているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスの設置をということで、私のほうからご答弁させていただきます。

現在、本町の公共施設において、役場庁舎及び他の施設で男性用トイレにサンタリーボックスを設置している施設はございません。

近隣の状況申し上げますと、河南町及び千早赤阪村においても、本町と同様、現在設置を行っている施設はないと聞いておりますが、富田林市は、今年度に入り、市役所の男性用トイレブースにサンタリーボックスの設置を実施し、他の公共施設についても管理所管課において各々設置の検討を進めている状況と聞いております。

社会的背景を見ますと、国立がん研究センターの調べでは、後遺症で尿漏れすることがある前立腺がんの罹患者数は、2018年に約9万2千人と増加の傾向にあり、男性がかかるがんの第1位、更に、男性用尿漏れパッドを販売する事業者の調べでは、発売を開始した2014年と比較し、2022年の男性用尿漏れパッドの市場規模は約6倍に成長しており、それだけ利用者が増加していることがうかがえます。

一般的な事例としまして、がんの手術などの影響で頻尿や尿漏れの症状を抱え尿漏れパッドを利用されている方や人工肛門を利用されている方、また、加齢によりおむつやパッドを利用されている方などが、出かけた先のトイレにおいて廃棄する設備がないため、やむを得ずかばんやポケットに入れて自宅に持ち帰るといった事例や、そのため外出がおっくうになり自宅に引きこもりがちになるといったケースもあるようにお聞きしております。

今申し上げました様々な方々にとって、外出先でも安心して廃棄できる場所を用意し、安心して生活できる環境づくりに取り組むことは、社会的にも重要な課題であると認識しております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。

次に、設置に当たっての注意点や問題点の課題についてお尋ねいたします。

仮に太子町内の公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを設置できるとして、

幾つかの注意点や問題点があることも確認しておかなければなりません。

まず、一般のごみ箱と区別できるように、分かりやすい掲示が必要でございます。サニタリーボックスの設置理由を書いたポスターなどを掲示することも大切です。また、雑菌や悪臭の原因を防ぐため、周辺のみめな掃除や中身の定期的な交換を行うなど、男女問わず不快感なく快適に利用できるよう、工夫が必要となります。ただ単にごみ箱を置くということだけでなく、管理する方、利用する方のことも考え、配慮が大切です。

また、導入の必要性として、災害時にトイレが使用できなくなった際、汚物を入れるボックスがあれば、被災時でも衛生的に過ごすことができます。ほかにも、近年、トランスジェンダーの方への配慮としても、男性用トイレのサニタリーボックスの設置が望まれています。

それらも踏まえ、サニタリーボックスの設置について、町のお考えをお聞かせください。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 公共施設のトイレにサニタリーボックスを設置する場合、各施設の利用状況、年齢層や滞在時間、また、トイレブースの広さなど、施設ごとに検討が必要で、それぞれ最適な大きさや設置数が求められるところでございます。

利用者への周知につきましても、広報やホームページの掲載はもとより、例えばトイレの出入口にボックスが置いてあることを掲示することや、一般のごみ箱と容易に区別ができるよう、ボックス自体への明示も必要であると考えております。

また、衛生上のリスク軽減の観点から、ボックスについては密閉性の高い、蓋の開閉が容易にできるものが好ましく、使用済みパッド等については定期的に回収・廃棄できるよう、清掃委託事業者との調整も必要となります。

これらの課題を踏まえ、役場庁舎を含む町内公共施設において、誰もが当たり前に参加できる環境を整備するという観点から、男性用トイレへのサニタリーボックス設置を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） 前向きなご答弁、本当にありがとうございます。よろしく願いいたします。

今回ご要望いただいた内容は、男性特有のプライドもあり中々表に出てこず、当事者

のみが人知れず悩んでいた問題でございます。声を上げにくい悩みにも寄り添い、皆さんが住みやすい太子町の構築のため、まずは、役場庁舎はもちろんのこと、特に高齢者の方々が利用する施設から着手していただき、更には町全体の設置を目指していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

次に、6番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

〔4番 藤井千代美君 登壇〕

○4番（藤井千代美君） よろしくお願ひします。日本共産党、藤井千代美、通告に基づきまして、一般質問を行います。

1問目、公約通り給食費の無償化についてお尋ねします。

アベノミクスの失敗で物価高騰が続いています。20年以上も続いた新自由主義の政治、とりわけ自公政権が9年間を続けてきたアベノミクスのもとで、賃金は上がらず、社会保障は削られ、大企業と富裕層ばかりが大もうけして格差が拡大してきました。2度にわたる消費税増税と繰り返された大企業減税、温存された富裕層への減税がこれに拍車をかけてきました。

今の物価高騰は多くの品目に及んでおり、生活必需品の値上がりが大きいため低所得者ほど値上げの打撃が大きく、消費税率を5%上げたのと同程度の負担増になっています。中小企業や商店は、原料や資材の値上がりを価格に転嫁できず、苦境に陥っています。今、コロナ危機と物価高騰で暮らしと営業が脅かされています。

このような状況の中、文部科学省が、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分等を活用し、令和4年7月29日時点における各自治体の学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況を取りまとめました。

全国では8割を超える自治体が学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいます。うち、地方創生臨時交付金を活用する自治体は77.3%です。太子町も学校給食費の無償化を実施した自治体の1つに数えられます。この文科省の調査結果は、学校給食費の無償化や保護者負担の軽減を求める運動と世論が全国の自治体を動かしたことを示しています。

改めてお尋ねします。太子町がコロナ対策費を学校給食の無償化に充てた思いはどこ

にあるのでしょうか。生活が苦しい中、子どもたち、子育て中の保護者の負担軽減につながる施策だと考えたから実施したのではないのでしょうか。思いをぜひお聞かせください。

8月の臨時会で、引き続き学校給食は2学期も無償にすることと同時に、この間の食材費高騰分、押しなべて1人当たり700円の値上げ分が予算化されました。また、令和4年第1回太子町学校給食運営委員会が8月22日に行われ、給食費を700円値上げするとの説明がありました。1食40円値上げで、幼稚園は月額500円、小中学校は月額700円の値上げで、幼稚園は月3千800円、小学校月5千円、中学校月6千円になります。今はコロナ対策で無償になっていますが、コロナ対応がなくなれば、保護者にとって大きな負担になります。今急いで値上げする必要がありますか。この10月にもあらゆる物品、食料などの値上げが予定されています。

そこでお尋ねします。物価高騰が収まりこれまでの水準に下がり、元の金額に戻せる一時的な値上げでしょうか、お聞かせください。

太子町の学校給食はおいしいと子どもたちに喜んでもらえる給食を作り続けてきました。また、子どもたちや保護者に負担がかからないよう、米であったり野菜であったりどこから仕入れるか苦慮しながら、値上げをしないで頑張ってきました。

3点目、お尋ねします。そうやって値上げを抑えてきたのに、今回は値上げすると言います。万策尽きた上での値上げでしょうか。学校給食センターとしてどのような努力をした上で、700円の値上げを提案したのでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 給食費につきましては、コロナ禍における保護者負担の軽減のため、令和2年度及び令和3年度の一定期間の給食費の無償化を実施し、更に、今年度におきましても、長期化するコロナ禍で疲弊する保護者への経済的な支援として、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用して給食費の無償化を行ってきたところとなっております。

ご存じのとおり、学校給食における食材費は保護者が負担することが学校給食法に定められており、本町におきましては、平成26年に現在の価格に改定して以来、平成31年の消費税増税の際にも値上げをせずに据え置き、以降も様々な工夫と努力を重ね、長年にわたって値上げをしないよう取り組んでまいったところでございます。

この間、給食センターでは、少しでも安い食材を求めて、新たな納入業者を探したり、納入先と何度も交渉をしてまいりました。また、市販のデザートだけではなく、試作を重ねた手作りデザートを取り入れたり、ここ半年で約3倍に跳ね上がった食用油の使用頻度を見直すため、新しいメニューを導入したり、献立の日程を改めて組み直したり、できる限りの対策を講じてまいったところでございます。

しかし、新型コロナウイルスによる世界的な物流網の混乱に加え、ウクライナ情勢が原油市場を直撃するなど、かつてないスピードと規模で原材料価格が急騰し、この先更なる物価高騰が予想されているなど、先行きが見通せない状況が続いてございます。現状では学校給食実施基準を満たせなくなり、栄養バランスの低下を招き、これまでのようなおいしい給食の提供が不可能になるため、苦渋の判断をしたところとなっております。

先般開催をしました学校給食運営委員会においては、保護者や学校代表をはじめとした運営委員の皆様にもお諮りをし、いろいろなご意見をいただき協議した上で、値上げやむなしとの結論をいただき、令和4年10月からの給食費改定にご理解をいただいたところです。値上げ後は、これまで使えなかった牛肉や魚などの幅広い食材もメニューに盛り込めるようになり、より豊かな内容となった学校給食を提供できるようになっております。

今後も、物価高や原材料価格の動向を鑑みながら、品質を維持するために慎重に物資を選定し、子どもたちが毎日安心して食べることができる給食の提供を目指してまいりたいと考えております。必要な場合は給食運営委員会を開催し、十分な議論を重ねた上で、慎重に給食費を検討していただく予定としてございます。

以上です。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 努力は評価いたします。しかし、努力し尽くしたのでしょうか。

道の駅が繁盛しているといううれしいニュースがあります。太子町は農業が基幹産業だとも言われています。太子町の農家の皆さんにお願いして、学校給食に地場産の食材を取り入れることをお考えにはならなかったのでしょうか。農業支援にもなり、子どもたちへの食育にもつながると考えるのですが、検討されたのでしょうか。

日本共産党は、以前、バイキング給食を子育て支援策と位置づけて、一般会計から繰り入れることを提案しました。この提案を今回値上げせざるを得ないという結論に至る

までに考えてみたのでしょうか。やるだけのことをやり尽くしての700円の値上げというなら、物価高騰は収まる心配がない。その度に値上げを繰り返すつもりなののでしょうか。答弁を求めます。

先ほど、交付金などを活用して全国の8割もの自治体で学校給食費の保護者負担軽減に取り組んでいると言いましたが、この交付金がなくても無償化に踏み切る自治体が増えています。

学校給食法は、食を通じた子どもの心身の健全な発達を目的とし、食育の推進を謳っています。学校給食は教育の一環として実施されている教育です。義務教育は無償と憲法には書かれています。

滋賀県甲良町では政府の交付金を活用し2022年度の給食費を無償に、青森市は10月から交付金を活用して無償に。どちらの自治体も次年度以降は一般会計を充てる方針を示しています。近隣では、千早赤阪村が交付金に関係なく村長公約として今年度から無償に、河南町は、甲良町、青森市同様、次年度から一般財政を活用して無償化に踏み切るとのことです。

本来は、国が義務教育は無償という憲法を守って、国の責任で学校給食費を無料にすべきだと思います。その声は自治体としても国に届けてもらいたいと思います。しかし、国が変わるのを待っていては、目の前にいる生活が大変な子育て世帯を助けることができません。だから、町長は給食費の無償化を公約に掲げたのではないのでしょうか。

それなのに、コロナ対策だと交付金を使って無償にしながら、無償の間に給食費を値上げするというのは矛盾しているんじゃないのでしょうか。何より、町長公約、学校給食費償化を4年の任期中に実現するのであれば、給食費の値上げは必要ないと考えるのですが、一体いつ公約を実行するおつもりなののでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 食材の仕入先としまして地元産の食材を取り入れることは、遊休農地を活用し、学校給食の地産地消に取り組むことにもつながるため、太子町の道の駅をはじめとして、町内の新規就農者の方々との連携についても積極的に取り組んでおり、これまでもタマネギやミカンなどは町内の生産者から調達したものを使用してございます。今後も学校給食の食材をできるだけ地元で調達できるよう、地元の生産者との調整を進め、連携するよう、引き続き取り組んでまいります。

本町の給食費については、これまで据え置いてきた期間が長かったことに加え、今般

の世界的な物価高騰の影響を受けたことによる値上げとなっており、学校給食実施基準を満たすための食材費に充当することになります。今後も、日々変化を続ける世界情勢等、様々な要因による物価高騰に柔軟に対応できるよう、食材等の選定にはいろいろな工夫や制度の活用を検討する必要があると考えております。

なお、給食費の無償化と社会情勢を反映した今般の値上げとは全く別次元の問題と考えております。仮に給食費無償化となっても、食材費により算出した月当たりの給食費について、原資を保護者にご負担をいただくものか、公費で負担するものかの違いによるものであり、給食会計の運用は現状制度がベースになるものと考えてございます。

以上です。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。

千早赤阪村では、子育て世帯の千早赤阪村への定住を図るために、給食費の無償化を実施しました。地域の農産物や郷土食品を積極的に使っており、その取組の様子が新聞やテレビなどのメディアで取り上げられました。物価高騰で村が思わぬ出費を強いられているとの報道を目にした農家の方が、できるだけ安く給食に納品する努力をされたと聞きます。地産地消の効果ではないでしょうか。

給食費の無償化の期限をいつになったらはっきり示していただけるのでしょうか。厚生労働省は9月9日、2021年の国民生活基礎調査の結果を発表しました。世帯の生活意識の状況を聞いたところ、子どものいる世帯では6割弱が苦しいと答えていることが分かりました。調査結果によると、2020年の1世帯当たりの平均所得金額は56万4千300円です。子どものいる世帯における母の仕事の状況を見ると、仕事ありは75.9%で、2010年に6割台となって以降、年々増え続けています。女性の社会進出という側面もあるでしょうが、働かなくては一家が生活できないという現実も横たわっています。

学校給食法では、給食に係る経費の負担区分は、施設・設備などは設置者の負担、それ以外の材料費、光熱水費は保護者負担とすると、学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となると定められています。しかし、これは経費や負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担軽減や負担なしにすることは可能とされています。保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではありません。また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法

に制約ありません。ですから、今、多くの自治体が給食費無償化に足を踏み出しています。

2023年度当初予算は、田中町長にとって4年目の集大成の年になります。無償になるのであれば、食材費の値上げなど全く関係のないものになりますので、当初予算にぜひ給食費の無償化を実施していただきますよう強く要望して、この質問は終わります。

次、高齢者対策としてごみのふれあい収集を。

続きまして、高齢者対策としてごみのふれあい収集について質問します。

太子町も年々高齢化が進んでおり、高齢化率約30%になっています。坂の多い町なので、高齢者が外出をするのも困難になってきています。歩くのが大変という状況は日々のごみ出しにも影響が現れており、ごみ集積場まで運ぶのがつらい、特に金属ごみや粗大ごみは重くて、集積場に持っていくことができないとの声が届いています。役場にはそのような住民の方からの声はないのでしょうか。家の前に取りに来てほしいという高齢の方がいらっしゃいます。太子町として戸別収集にする考えはないのでしょうか。集積場へのごみ出しと戸別収集とでは委託料金の差が大きいと聞いていますが、もし太子町で戸別収集に切り替えたらどれぐらい予算が増えることになるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） ごみの戸別収集につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

現在、ごみの処分につきましては、集積場所まで持ち込んでいただくステーション方式で集積し、収集運搬につきましては、民間事業者に対する業務委託で実施しており、一般ごみの収集委託料は、令和3年度決算額で6千140万9千638円となっております。一般ごみの収集方法を戸別収集に切り替えた場合の割増額でございますが、令和3年度実績を基に算出いたしますと、収集運搬委託料の年額が数千万円程度増額となる見込みでございます。

高齢化に伴うごみ出し相談につきましては年に数件程度ありますが、戸別収集の実施は額が高額となることから、現在のところ困難と考えております。今後、財源の確保も含め、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 中々、戸別収集にするには、ごみを収集する業者の方にも負担になりますし、予算額も増えるとのことですので、今すぐにとはならないかもしれませんが、高齢者の方からはごみ出しで苦勞しているとの声が届いていますし、今後、高齢化率が更に上がり、地域とのつながりも薄れてくれば、戸別収集にする必要が生まれてくるかもしれません。ぜひ調査研究を更に進めてください。

次に、では、戸別収集の前にふれあい収集を実施してはいかがでしょうか。ふれあい収集を行っている自治体を調べたところ、府内では、大阪市、堺市、枚方市、泉佐野市など、たくさん自治体で実施されていることが分かりました。近隣では、富田林市や河内長野市、松原市でも実施しています。

富田林市のふれあい収集に対する説明には、高齢者世帯や障がいのある方、また、病気などでごみの持ち出しが困難な家庭、かつ、身近な人の協力が得られない方には、職員が玄関先まで直接収集に伺うと書かれています。どこの自治体もほぼ同じような制度になっています。

このふれあい収集は、ごみ出しを助けるだけではなく、高齢者の安否確認や状況把握にもつながり、利用する高齢者だけでなく行政としても役立つ制度だということで、取り組む自治体が多いということです。高齢化が進む太子町として、ほかの自治体が行っているふれあい収集を実施するお考えはないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（辻本 馨君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） ふれあい収集についてご答弁申し上げます。

ごみの持ち出しが困難なご家庭に対し、玄関先まで直接収集に伺うふれあい収集につきましては、近隣市町村において半数程度の自治体で導入されていることを確認しております。導入している大半の自治体につきましては、以前からごみの収集を直営で行っている枠組みを使い、新たな事業費を必要とせずに実施されています。本町においては、直営でごみ収集を行っている職員がいないため、実施する場合、委託業務として外部発注する必要がございます。

現在、本町において実施している高齢者世帯に対するごみ出し支援の状況につきましては、総合事業の訪問サービスB事業、いわゆる住民主体による支援において、支援を必要とする高齢者世帯に対し、安否確認にもつながるごみ出し等の生活支援を行っており、地域内で自主的に助け合う仕組みが成り立っている事例がございます。令和3年度実績では、お二人の方がごみ出しに関して延べ95回のサポートを受けておられます。

現在のところ、ふれあい収集につきましては実施することは困難と考えております。今後、他団体の動向や実施状況を注視しつつ、更なる福祉制度の充実等、関係部局と調整を図りながら、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 太子町でも間違いなく高齢化が進んでいきます。太子町で、今社会問題になっているようなごみ屋敷と言われるような家はないかもしれませんが、高齢化が進む中で今後どうなるかは分かりません。そうなる前に、太子町としてふれあい収集に取り組んでみてはいかがでしょうか。一日も早く高齢者がごみ出しが苦にならず、安心してごみ出しができる方策を考えることを強く要望しまして、質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

次に、7番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3番 西田いく子君 登壇〕

○3番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、太子町が、今問題になっている世界平和統一家庭連合（統一教会）、以降、統一教会と言わせていただきます。この統一教会に関わっていないか調査をしたのかをお尋ねいたします。

統一教会が宗教法人として東京都で認証されたのは1964年7月で、教会関係者によると、同年11月に本部を東京都渋谷区にある岸元首相宅の隣に移転、新本部の建物は岸内閣のときに首相公邸として使われていたとしています。

日本共産党としんぶん赤旗は、30年以上も前から、この統一教会と一体の右翼団体である国際勝共連合の結成に、安倍元首相の祖父である岸信介元首相が関わったことをはじめ、統一教会イコール勝共連合と自民党政治家との癒着も厳しくただしてまいりました。統一教会の正体隠しの布教、洗脳による信者の取り込み、先祖のたたりなどと不安をあおって高額商品を売りつける靈感商法や、教組が決めた相手と結ばれる集団結婚式など、統一教会の活動を徹底的に追及してきました。

統一教会の違法伝道や靈感商法被害の救済に取り組む全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、2017年から2021年にかけての靈感商法の被害額は少なくとも54億7千463万円に上るとのことです。また、コンプライアンス宣言をした後の2009年からだと138億円の被害額に上ります。

この統一教会が安倍元首相の銃撃死亡事件でクローズアップされています。殺人容疑で逮捕された山上容疑者は、自身の母親が入信した統一教会を恨んでいました。安倍元首相が昨年9月の旧統一教会系の集會にビデオメッセージを寄せ、月刊誌の表紙に何度も掲載されてきたことから、協会側とつながりがある、こう考えて安倍氏を狙ったとされています。どんな理由があっても暴力は絶対に許されません。ただ、事件の背景にある統一教会の闇は徹底的に解明が必要です。

8月13日、毎日新聞に、「国道沿いの看板に『旧統一教会』役所が清掃活動にお墨付き？」との記事が載りました。アドプト・ロード事業は府の事業であり、府と統一教会、市との3者で協定が結ばれ、看板が設置されていました。富田林市も松原市も現在は撤去されていますが、府の審査基準に問題がなかったのかが問われています。

これも9月8日付の毎日新聞ですけれども、富田林市議会を取り上げています。富田林市の吉村市長は、市が2020年5月、世界平和統一家庭連合富田林家庭教会から、新型コロナウイルス対策の支援物資として手作りマスクの提供を受け、21年8月には、関連団体と想定される団体の自転車イベントに市長としてメッセージを送ったと明らかにした。市社会福祉協議会が19年度に富田林家庭教会から約12万円の寄付を受けたことも認めた。吉村市長は、旧統一教会が社会的な問題として取り上げられている状況で市として関わりを持つべきでない、私との関わりは確認する限りないと述べたとの記事が掲載されていました。

富田林市は、市長が全部課に指示を出し調査をさせたそうです。結果、毎日新聞にもあるように、社会福祉協議会が寄付をもらっていたとのことですし、統一教会は近隣の7つの自治体の社会福祉協議会に対して寄付をしているとのことでも伝えておりました。

そこでお尋ねします。太子町でも富田林市長のように、統一教会が行政に関わっていないか調査をしたのでしょうか。富田林市が近隣7自治体の社会福祉協議会が寄付を受けているとおっしゃっていますが、太子町社会福祉協議会は近隣自治体の1つになっているのでしょうか。調査の結果、関わりがあったのでしょうか。あったのであれば、寄付の取扱いは今どうなっているのでしょうか。また、世界平和統一家庭連合、この統一教会の反社会的な問題行動について、町長はどう認識しているのでしょうか、町長の見解をお尋ねします。答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 世界平和統一家庭連合に関わっていないのか調査という

ことで、私のほうからご答弁申し上げます。

世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一教会の本町行政との関わりについては、この事案が社会的な問題として表面化して以来、本町においてもその関わりの有無などの調査を実施しました。

まず、アドプト事業の関係ですが、現在、地域の6団体が町内でアドプト活動をしていただいております、いずれも統一教会とは関係のない団体であることを確認しております。

次に、祝電やメッセージ、寄付等の関係でございますが、資料として保存し確認できた祝電やメッセージ送付、また、会合への出席、その他寄付の受領について調べましたが、関与するような事実は見受けられませんでした。

なお、太子町社会福祉協議会が旧統一教会から令和2年に1万6千円の寄付を受けており、現在その取扱いについて近隣の社会福祉協議会とも協議をしているとのことであり、本町社会福祉協議会としては返金する方向で検討していると聞いております。

続きまして、旧統一教会の反社会的な問題行動に対する認識についての質問でございます。

旧統一教会につきましては、現下の社会問題を踏まえますと、今後もその動向を注視していく必要があると考えております。旧統一教会による高額献金や靈感商法などをめぐる事案が問題されている中、違法行為や社会通念上不適切な行為は非難されるべきものであり、このことは特定の団体の事案として捉えるだけではなく、総じて、反社会的な活動をする団体との関係は持つべきではないと考えております。

そして、今後、姿形を変えて接触してくることなども考えられ、旧統一協会の関連団体などからの接触についても、本町として関わりを持つことなく、十分に注意を図りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。反社会的団体との関係は持つべきではないという答弁をいただきました。そのとおりやと思います。お願いします。

また、太子町の役場そのものではなく、社会福祉協議会で寄付の事実があったということですが、本当に統一教会、私もそんなに意識はしてなかったのですが、富田林市でこれだけ現れているというのは、富田林市にこの家庭教会という事務所といたしましうか、ありまして、そこは世界平和統一家庭連合地方教会ポータルサイト富田林家庭教会

という題でネットに上げているんです。

そこでもう太子町はそんなに関係ないかなと思っっているんですけども、概要のところ、毎朝交代で聖徳太子の墓所である叡福寺で訓読精誠をささげ、伝道においては、駅前での路傍伝道活動や書写伝道を中心取り組むほか云々と書かれているんですが、叡福寺まで現れているんだということが富田林家庭教会のホームページに書かれていました。人数としても今280名、ここには書いていますがいまして、この界限で、統一教会の信者であるということをおおびらにしているのか隠しているのか分かりませんが、存在しているということが分かるかと思っます。本当にこの団体と関係は持たないように、くれぐれもご注意いただけたらと思っます。

全国霊感商法対策弁護士連絡会が国会議員に対して、繰り返し統一教会から支援を受けたり祝電を送ったりすることは、統一教会が問題のない団体であるかのようなお墨付きを与えることにつながるから、絶対にしないように何度も何度も要請しているにもかかわらず、安倍元首相をはじめ関係を持っている国会議員がいることが大問題になっています。自民党の点検、調査ではなく点検結果では、所属国会議員379人中179人が統一教会と関係を持っていたと発表いたしました。ところが、発表後も追加された議員が何人もいます。この問題については、国会の場において真相を明らかにすることが必要です。

このカルト集団は、国会議員に近づくだけでなく、名前を隠し、ボランティア団体を装い行政に近づいていることも浮き彫りになりました。霊感商法の被害者から巻き上げたお金の一部を各地の社会福祉協議会に寄付しているようですが、そんなお金は受け取っっていないはずはありません。

町立総合福祉センターは、太子町社会福祉協議会が指定管理を受け管理運営を行っている施設でもあります。多くの事業を太子町が委託もしています。反社会的集団からの寄付を受け取るような団体に指定管理を任せていいのかという問題にも発展しかねません。今、返金をする方向で話し合われていると言っますけれども、ここはしっかりと太子町としてそのようなお金は受け取るべきではないと言っただくことを強く求めて、この質問は終わります。

続きます、2問目、住民が利用しやすい生涯学習センターについて質問いたします。

老朽化した公民館を建て替えた生涯学習センター「太子の森」が7月1日にオープンしました。太子町にも図書館ができる、公民館が新しくなると、住民の皆さんは出来上

がるのを今か今かと楽しみにしていました。7月のオープンですからすぐ夏休みになりましたので、図書館には子どもたち、親子連れの方々が訪れ、公民館部分も新しくなって、喜ばれている様子うかがえます。

しかし、どうにもこうにも規則、規則で使い勝手が悪過ぎて、改善を求める多くの声が耳に届いてきています。私のもとに届くぐらいですから、役場には更に生の声が届いていると思うんですけれども、改善の音が届いているのでしょうか。評価する声もあるでしょうし、不満の声もたくさんあると思います。届いた声を紹介していただくことと、その声に対してどのような対応をしているのかお聞かせください。

使い勝手が悪いということで、サークルがなくなったというようなことはありませんでしょうか。新しくサークルが立ち上がっているのでしょうか。オープン以降、現在のサークル数を教えてください。また、同じ時間、同じ曜日に重なって、抽せんで混乱しているような状況にあるのでしょうか。旧の公民館活動は本当に活発で、太子町の公共施設の中で一番稼働率が高かったと思うのですけれども、新しくなって部屋の稼働率はどうなっているのでしょうか。

生涯学習センターオープンまでの道のりは紆余曲折がありましたが、最後の最後に住民の方に怒りを与えたのが使用料の問題です。これまで公民館を利用してきた住民の方々がこれまでどおり無料で利用できるよう随分議論をいたしましたし、また、住民の方から請願も提出されましたが、使用料を明記した条例が可決されてしまいました。そうであっても、さすがに1千578筆もの署名を無視することができず、来年の3月までは無料になり、現在、多くの住民が生涯学習センターで活動しているという状況です。

これまでどおり無料で公民館活動ができる生涯学習センターであってほしいと今も願っていますけれども、教育委員会としては、これまでどおりの高齢者の一部の住民が利用する施設ではなく、若い人も利用してもらえる施設にして、夜や土日の利用アップを目指したいとおっしゃっていました。では、今、何ができているのでしょうか。7月からまだ始まったばかりですが、そのために実施していることを教えてください。

次に、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金についてですが、これも中々複雑で、あまり評判がいいようには聞こえてきません。この補助制度に対する声は届いていませんか。定数など条件を満たしていても申請しないサークルがあるとも聞きますが、なぜ申請しないのか理由が分かりますでしょうか。1団体上限2万円で予算は300万円、150団体分が予算化されていたわけですからけれども、どれだけの団体が申請を

しているのでしょうか。細かく教えていただきたいのですけれども、文化団体の現在のサークルの数のうち何サークルが申請しているのか、スポーツ団体の現在の団体数のうち何団体が申請しているのか、数字をお答えください。なぜ定数など条件を満たしていても申請しないサークルがあるのか、このことも教えてください。

使用料の問題であれだけ住民の署名が集まったことの最大の要因は、公民館の建て替え、公民館は無料、この基本を欠いたことにあると思います。性急過ぎたこと、説明が足らなかったことも、また要因の1つにはあるとは思っております。

この間、コロナ感染症の広がり、人が集まる場を設けるのは中々困難でした。今も収束には程遠いですが、国が全数把握を見直したのに合わせて、大阪府は市町村別の感染者数の発表をやめました。岸田首相は、新型コロナの水際対策をめぐり、10月11日から入国者数の上限を撤廃すると共に自由な個人旅行を認め、短期滞在のビザを免除する方針を明らかにしました。また、同じく10月11日から、全国を対象にした旅行の支援策やイベント事業などを対象にした消費喚起策を開始する方針も明らかにしています。まだまだしっかりしたコロナ感染症予防は必要ですけれども、人が集まり出しました。

これまで、生涯学習センターについて幾らでも説明をさせてもらうという話もありました。生涯学習センターを利用してどうなのか、これまで使用した住民でも関心のある人を集めて話を聞くとか、細かく個々のサークルに教育委員会が足を運んで聞き取りをするなど、話合いの場、住民懇談会を開く考えはないのでしょうか。ぜひ利用しやすい生涯学習センターにするための生の声を聞く場を設けていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 住民が利用しやすい生涯学習センターにのご質問について、ご答弁を申し上げます。

まず、生涯学習センターの利用状況についてでございますが、団体数は、本年9月1日現在で68団体を把握しており、うち、センター開館以降に新たに活動されている団体が10団体で、ダンス関係が5団体、剣舞、河内音頭、歌、囲碁、パンづくりとなつてございます。従前に比べ、比較的若い世代のグループ活動が増えてきてございます。更に、町主催事業においては、秋の教室からは夜の時間帯の設定を行い、旧公民館では

あまりなかった語学などの教室も企画をしており、新たな利用者層に生涯学習に取り組んでいただくきっかけづくりになる事業を展開し、更なる利用の拡大を図ってまいります。

次に、施設の稼働状況でございますが、コロナ禍の中での7月と8月のセンター稼働率は、部屋別では創作室の62.9%から和室の6.8%とばらつきがございますが、全10室の平均では22.5%となっております。

なお、参考ではございますが、コロナ禍の影響をほぼ受けていない平成31年度の公民館利用者数の月平均約1千900人に比べ、生涯学習センターの7月、8月の月平均は約2千700人と、約1.4倍となっております。これは、これまで公民館で活動されていた団体に加え、公民館を利用しづらかった少人数グループや新たに利用が可能となった個人が、当日予約を空き時間やこれまで稼働率が低かった夜の時間帯などで活動されていることによるものと考えてございます。

また、各団体の更なる活性化につながる支援として創設をいたしました文化・スポーツ活動活性化補助金につきましては、9月8日現在、文化関係が24団体、スポーツ関係が9団体の計33団体から申請を受けてございます。計画時に想定をしていました団体数を下回る要因の調査は実施はしてございませんが、少年スポーツ団体や用具等が高額となる団体を中心に申請をいただいていることは想定内の状況と考えてございます。申請期間は年度末までとしておりますので、本制度をより多くの団体に活用していただけるよう、引き続きの周知や交付申請等のサポートに努めてまいります。

次に、利用者の皆様からいただいているセンターへのご意見等でございますが、施設運営関係では、「鍵の受渡しを5分前にしてほしい」や「公民館で活動していたクラブを優先してほしい」など、また、設備関係では、「サイネージを見やすくしてほしい」や「電気窯の雨よけ施設を設置してほしい」「ドアのすりガラスを透明ガラスに変更してほしい」などがあり、また、逆に評価をいただいている点としましては、「誰でも利用しやすい雰囲気になり、空いている部屋もあり、利用しやすくなった」や「教育委員会が企画する教室の内容が一新され、教室が楽しみになった」など、様々なご意見をいただいております。

これらのご意見に対しましては、常に必要な改良や検討を行っているところですが、今後も、個人、団体を問わず、センター運営へのご意見をお受けすると共に、様々な問題点については、社会教育委員会議や文化連盟からのご意見もいただきながら、より良

い運営方法となるよう努め、より多くの住民の皆様にも効果的かつ効率的にご利用していただける施設となるよう運営を進めてまいります。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 利用されている方が増えているということで、公民館のときに比べて最大ですか、1.4倍にもなっているということは本当に喜ばしいことだと思います。また、少人数グループなども利用しているということですが、こういったことで増えているのが、さて、料金を取ったらどうなるのかということがちょっと心配ではないでしょうか。

先ほど申請が何ぼかというのを聞きましたけれども、一応この68団体があるというのは、文化関係で68団体で24申請でしょうかね。スポーツ団体も含めての24、9なんですか。ここの数字をもう少しはっきりさせてください。これは答えてくださいね。

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金、150団体分の補助金を予算化しましたが、現在、今おっしゃっていることでしたら33団体しか申請がないそうです。これでいいのでしょうか。これはやり方が難しいのかな。あんまり評判が良くないと言いましたけれども、私のほうに届いている声、これは住み良い太子町をつくる会がアンケートを取ってまとめたのを私はもらったし、教育委員会もお手元に届いているかと思いますが、その声を紹介させていただきます。

補助金の申請用紙5枚の書き方など分からず、何度も教育委員会に足を運び教えていただいて提出いたしました。苦勞いたしました。役員に当たった人も当番になるのが苦になるという声をよく聞くし、皆さん楽しみに入った教室、今までどおりの教室になってほしいと望みます。補助金の申請に必要な人数が集まらない。メンバーの最少人数10人以上は無くしてほしい。補助金ではなく使用料を半額に。補助金は現金にしてほしい。こういった声に交じって、ちょっとした補助金で行政の参加など制約が多過ぎ。職員さんは住民のほうを向いて仕事をしているのか。こんな厳しい声もありました。

住民さん、本当に困っていらっしゃるんです。ぜひ申請しやすい制度にしてもらいたいですし、太子町で文化・スポーツに携わる住民さんの団体に予算いっぱいの150団体にしてもらいたいものです。そのための努力を教育委員会はどのようにやってしていくのか、方針も明らかにしていただきたいと思います。様々な声が教育委員会にも届いているようです。直接声に出さなくても、意見をお持ちの方もたくさんいらっしゃるでしょう。

大体、10時ちょうどじゃないと鍵を渡さないというのは、これ、誰が考えてもおかしい話だと思うんです。私も10時ちょうどに始まるのに参加したんですが、図書館と一緒にですからカーテンが閉まっていて、みんなもうロビーに待っているんです。今何時かなと。9時58分、まだ。9時59分50秒、まだ。もうすぐや。10、9、8、7。あ、10時や。鍵、もらいましょうと。こんなやり方をなぜするんでしょう。

皆さんもらった「太子の森」利用案内、これのところには、もうご丁寧に、5分前にお渡ししますと書いているのをわざわざ二重の線で引いて消しているんですけども。普通、教育委員会だってこの利用案内を出すときに、5分前ぐらいに渡そうと普通は考えて書いたけれども、どこでどうなったか分かりませんが、これを消したんですよ。これ、5分前のこの一文を消そうと考えたのはどなたなんでしょう。心底教えていただきたいと私は思っています。

普通に考えれば、普通に考えて5分と書いたと思うんですよ。前の時間に誰も使っていなければ、鍵を開けて入って何が困るんだという話ですし、たとえ時間ちょうどにしとか入室禁止だとしても、鍵を渡すことに不都合は何もないと思うんです。10時になったら部屋に入ってくださいねと言って、部屋の前で待っていたっていいんじゃないでしょうかね。何でこんなことになったんでしょうか。ちょっと教えてください。

改善点は利用している方から聞くのが本当に一番の近道だと思います。ぜひ何らかの形で懇談会の場を設けていただき、声を聞き取ってください。10月広報にタウンミーティング実施の案内もありましたから、太子町の公共施設についてとか生涯学習センターについてとか、テーマを絞ってタウンミーティングを実施してもらうことも検討していただければと思います。

次に、生涯学習センター、図書館、公民館の協議会は一体いつになったらできるのか、これをお尋ねいたします。

図書館については、なるべく住民を巻き込んだ形の協議会をつくりたいというような話がありましたし、公民館部分については、できれば、取りあえずは社会教育委員さんがそういった諮問機関になるのかなというふうに考えているという答弁もありました。取りあえずとおっしゃいましたので、正式の場での答えです。協議会をつくってもらわなければ、議会で間違ったことを答えたことになります。ですので、もう決まっていることと思うんですけども、いつになったらできるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（辻本 馨君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） まず、ご質問の施設の運営等の検討体制につきましては、去る6月定例会の斧田議員の一般質問でご答弁を申し上げましたとおり、生涯学習センターにつきましては、社会教育委員会議や文化連盟の会議において、生涯学習に関するアンケート調査の結果分析やこれまでいただいた様々なご意見などをお示しし、ご意見をいただきながら運営を進めてまいります。

また、図書館の運営につきましては、利用者の直接の声を聞き、住民の皆様と共に図書館をつくり育てる組織として、（仮称）太子町図書館友の会を本年度中に構築したいと考えてございます。

更に幾つかご質問がございました。

まず、補助金の申請団体についてですが、今現在、生涯学習センターで活動をいただいている団体68団体中24団体をご申請いただいている。スポーツ団体につきましては、これはカウントの仕方が様々でございます。連盟等を1団体とカウントするなら概ね10団体のうちの9団体が申請をされているというような状況になってございます。各クラブの数等をカウントしますとこの数は更に増えるのですが、ちょっと今手元に手持ちの資料がございませんので、ここでお許しをいただきたいと思っております。

それから、鍵の受渡し5分間問題につきましては、数団体の方からご意見、ご要望をいただいた経過がございます。それぞれ個別で状況をご説明し、ご理解をいただいたところとなっております。また、一部団体からは、皆さん共に使う施設になるのでトラブルのないように、これについてはこの運用でいいんだというようなご意見をいただいている中でございます。更に今後問題が出るようでしたら、直接の利用者のご意見を伺いながら、改善を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、センターの利用についての懇談会につきましては、今現段階では開催については考えてございません。利用者の方からも開いてほしいというご意見は、今のところ私どものもとには届いていない状況です。そういう声が高まりましたら、またそういう機会も設ける必要があるかなと思っておりますし、また、今後、クラブ活動、サークル活動の活性化については、皆様と膝を交えながら意見を交換するような場も持つ必要があるのかというようなところも考えてございますので、更にセンターの利用増進、生涯学習の更なる拡大に向けての努力を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（辻本 馨君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ちょっと認識を正しくしてくださいね。ご理解いただいている
というか、ご理解せざるを得なくて皆さん。だって、渡してくれへんねんもん。10、
9、8、7、6、5、4、3、2、1、ゼロ。はい、ちょうどです鍵をもらっている
んです。それが本当に楽しい施設になるのか。そのことはちょっとよく考えていただ
きたいと思います。

150団体分予算をつけておきながら33団体ですというこの状況をどう変えていく
のか、このことはちょっとしっかり考えていただかないといけないと思います。68団
体のうち、面倒くさくて難しくて、人数はあって条件を満たしているけど受けてない人、
手を挙げてないところが何ぼあるのか。それと、9人でぎりアウトとか5人しかないけ
どとか、そういうところがあって受けれてないのか。そういうところはこの半額の補助
にしたら全員拾えるかとか、そういうことを、300万もお金をつけているんですから、
もう少し丁寧に後を追いかけていただきたいと思います。

第5次総合計画後期基本計画34頁に、2、生涯にわたり学べる環境づくり、1、生
涯学習の推進を図ります。「老朽化が著しい公民館にかわり、図書館機能を併せ持った
生涯学習施設を建設し、公民館活動の精神を尊重しながら、住民の趣味・教養・文化・
芸術など住民の生涯学習、文化活動だけでなく、住民独自の地域振興の拠点となる施設
の整備を行います」と書かれています。

ここに掲げられている公民館活動の精神の尊重がどこに現れているのかがちょっと分
かりません。なぜか。それは、当初、公民館と図書館を兼ね備えた複合施設だったのを、
どこでどう方向転換したのか、貸館と図書館にしてしまったからです。受益者負担は当
たり前、この考えを教育施設に持ち込んだ。この方向転換がせっかくの生涯学習センタ
ーの運営を窮屈にしています。

背景に国の不安定な社会教育行政の構造があり、受益者負担の考え方に基づく有料化
の流れ、職員や事業費の削減、指定管理者制度の導入などがこれまでの公民館の在り方
を変えてきたことにありますけれども、受益者負担の考えを正さない限り、誰もが喜ん
で利用してもらえる施設となるのは難しいように思うのですけれども、いかがお考えで
しょうか。

今はまだ使用料が無料だから、使い勝手が悪いんですで済んでいますけれども、使用
料を取り、利用者には1時間厳守を求めながら、その時間の間に鍵をもらってから部屋
に入室するまでの時間ロス、1分、2分ロスするじゃないですか。机を片づけたり並べ

たり部屋の掃除を求め、そのために活動時間が短縮されることになるじゃないですか。不満が爆発するのではないかと心配しています。貸館である万葉ホールを利用しますが、利用時間内に掃除をセットされるというのは私は記憶にありません。使用料を払って貸館に掃除まで求めるのかということにもなると思いますけれども、こういう声が出たとき対応できるんでしょうか。

何より一つひとつ今言ったような問題点を訴えながらでも利用してもらえるのならそれはそれでいいんですけれども、使用料を取り出した途端、サークルが減り、新しいサークルもできず、あれだけ旧公民館時代ににぎわっていた公民館活動がしぼんでしまうことにでもなれば、一体何のための生涯学習センター建設だったのかということにならないか、これも心配しています。

将来の住民に負担をかけないため受益者負担をと言いますけれども、教育委員会にとっては僅かばかりだと考える使用料によって、今を生きる住民さんに負担がかかってもいいのでしょうか。来年4月までに解決しない問題がありながら、使用料を徴収するのは難しいとお考えになりませんか。生涯学習センターは一切減免はしないとかたくなで、総合体育館も教育施設でありながら使用料を取っているとおっしゃっていただきましたが、その総合体育館であっても、町に居住または在学する中学生以下を中心とする団体は、基本料金の半額にするという減免制度があるじゃありませんか。知る人ぞ知る範囲で運用されていますが、太子町立学校体育施設の開放に関する規則では、本町に在住または在学する小学生が5人以上所属し、かつ、当該団体の半数以上を占めている団体には、無料で体育館を貸し出しているではありませんか。生涯学習センターだけ一切の減免がないというもおかしな話です。ぜひ改善を求めます。

生涯学習センターの使用料を取れば幾らになるのか。予算額200万円です。一方で、中山久蔵顕彰事業費44万6千円、旅費37万4千円です。2022年度3月の当初予算の討論でも言わせていただきましたけれども、僅か200万円を奪いながら、一方で旅費だけで37万4千円、そして北海道。コロナ禍で、住民、児童生徒に3密を避けよう、無駄な外出を控えよう、こう呼びかけている中、リモートで対話もできる中、教育委員会同士の協定で1人で行くのは失礼に当たるとというのが一般常識だという理由までもつけて、3人分の予算をつけて行く必要があるのか、危機管理上も3人も教育委員会の方が抜けて大丈夫なのかと言わせていただきましたけれども、この間の教育委員会の対応がちぐはぐで矛盾があることも真剣に受け止めいただきたいと思います。

生涯学習センターを公民館と位置づけ、持続可能な社会や地域づくりの拠点として活用してはいかがでしょうか。公民館は社会教育法に基づく教育施設です。社会教育法20条に、公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的にしています。多様な人たちが文化を超えてつながり、学び合うことで活動が生まれ、地域を紡ぎ地域の社会をつくる拠点として公民館、生涯学習センターを位置づけることを強く要望いたします。

生涯学習センター「太子の森」が全ての住民の皆さんに喜んで使っていただける施設とするためにも、もっと住民の声に、意見に耳を傾けていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） これにて、西田議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（辻本 馨君） 日程第2、議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）、これを議題といたします。

これについて、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2億6千789万1千円を追加し、総額を63億7千987万7千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に要する経費のほか、高齢者及び受験生のインフルエンザ予防接種の助成や、ふるさと太子応援寄付金事業に係る経費について予算措置を行っております。

一方、歳入につきましては、歳出事業に伴う財源として、国、府支出金及び寄付金で予算措置を行うと共に、財源調整として財政調整基金より繰入れを行っております。

以上のとおり本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、

ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻本 馨君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は、明日30日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでした。

（午後 0時11分 散会）

【第 3 日】

令和4年 第3回太子町議会定例会会議録

令和4年9月30日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧田秀明君	6番	村井浩二君
2番	建石良明君	7番	中村直幸君
3番	西田いく子君	8番	森田忠彦君
4番	藤井千代美君	9番	山田強君
5番	辻本博之君	10番	辻本馨君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	住民人権課長	木村厚江君
副町長	齋藤健吾君	地域整備課長	鳥取勝憲君
教育長	勝良憲治君	観光産業課長	小路展裕君
政策総務部長	小角孝彦君	環境農林課長	木下明紀君
まちづくり推進部長	村上正規君	子育て支援課長	川久保みのり君
健康福祉部長	子安逸二君	福祉介護課長	武部勝浩君
教育次長	池田貴則君	いきいき健康課長	堀内孝茂君
秘書政策課長	西本武史君	保険医療課長	松岡健一君
総務財政課長	辻本知也君	教育総務課長 兼学校給食C所長	正野正君
会計管理者 兼会計課長	奥埜哲生君	学務指導担当課長	矢野敦則君
自治防災課長	辻中一嘉君	生涯学習課長	東條信也君
税務課長	田中信幸君		

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 植木友也

◎議事日程第3号

- 日程第1 認定第1号 令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について（決算
常任委員長報告）
- 日程第2 認定第2号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第3 認定第3号 令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 認定第4号 令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 認定第5号 令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第6 認定第6号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 認定第7号 令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定について（総務
まちづくり常任委員長報告）
- 日程第8 議案第36号 太子町印鑑条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第37号 太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件（総務まち
づくり常任委員長報告）
- 日程第10 議案第38号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）（予算常任委
員長報告）
- 日程第11 議案第39号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第12 議案第40号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）（福
祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第41号 令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）（総務
まちづくり常任委員長報告）
- 日程第14 議案第43号 令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）（予算常任委
員長報告）
- 日程第15 請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意
見書の提出を求める請願（総務まちづくり常任委員長報告）

日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(辻本 馨君) 皆さん、おはようございます。

本日、第3回定例会の最終日を迎えたわけですが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長(辻本 馨君) 日程第1、認定第1号から日程第15、請願第2号までの以上15件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日と29日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりますので、その結果について、順次、報告を願うことにいたします。

まず、決算常任委員長の報告を求めます。

西田議員。

[決算常任委員長 西田いく子君 登壇]

○決算常任委員長(西田いく子君) おはようございます。決算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、政策総務部関係では、前年度と比べて歳入総額が減となった理由を問う質疑があり、ふるさと納税寄付金の増額により自主財源全体は増収したものの、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響で町税が減収したことを受け、転入促進や事業所誘致を図ることで税収の安定確保に、より一層努める必要があるとのことでした。その他、防犯カメラの管理状況、職員研修の方針、女性管理職の登用状況などについて質疑がありました。

健康福祉部関係では、自宅療養等応援パックの支援実績に関する質疑があり、本事業は新型コロナウイルス感染症により自宅療養を余儀なくされた方のうち希望者に対して職員が直接玄関先まで食料品及び日用品を届ける事業で、令和3年度は55家庭、176人に対して支援を行った。なお、食料品については1人当たり3日相当分、約5千円程度を基本とし、日用品については電話で必要品を聞き取った上で配達しているとのことでした。その他、児童虐待の相談件数、福祉センター休館に伴う利用者の健康状態の

変化について、福祉専門職の配置人数が十分かどうかなどについて質疑がありました。

まちづくり推進部関係では、ごみ排出量の増減状況を問う質疑があり、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は過去5年間で最多となったが、人口減少等に伴い、カン・ビンは前年度より約6トン減少した。また、アルミ、鉄などの資源ごみは排出量に大きな変化はなかったものの、売却単価が上がったことから資源ごみ売却代が過去5年間で最高益となったとのことでした。その他、道の駅の運営状況、町道等の点検状況、空家バンクの登録状況などについて質疑がありました。

教育委員会所管関係では、英語検定試験検定料補助金に関する質疑があり、これまで町立中学校の生徒に限定していた対象者を私立中学校の生徒や町立及び私立小学校5・6年生の児童にまで拡大した結果、21名の追加受験があったとのことでした。その他、生涯学習センターの事業費内訳、学校給食における地場産品の使用率などについての質疑がありました。

討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま決算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

山田議員。

〔総務まちづくり常任委員長 山田 強君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（山田 強君） 総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、ため池の活用方法に関する質疑があり、農業用水のほか治水機能も有することから、まちづくり推進部と連携する必要があるとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり認定することに決しました。

認定第4号、令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、た

め池管理に係る周辺住民との協力体制を問う質疑があり、春日新池においては、町会の集会所が隣接していたり、堤の一部を駐車場として貸し付けたりするなど、周辺住民とも一定の共通認識を持ちながら管理しているとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり認定することに決しました。

認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定については、審議において、企業債の将来見通しに関する質疑があり、現状は減少傾向であるが、今後、管渠の更新を予定していることから、企業債残高が上昇に転じないよう経営状況を見定めながら事業を実施していくとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり認定することに決しました。

議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件は、審議において、印鑑登録証明書のコンビニ交付手数料に関する質疑があり、1枚当たり300円の手数料のうちコンビニ事業者への委託手数料117円を差し引いた183円が町の収入となるとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件は、審議において、条例の施行日を令和4年10月1日とする理由を問う質疑があり、国の法律の施行日との整合性を図るもので、当該基準日より影響を受ける職員はいないとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、審議において、借入金60万円のキャッシュフローに関する質疑があり、公営企業経営支援業務委託料66万円の財源に充てるものであるとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は、平和と生活をむすぶ会、湯川恭氏外3名より提出され、紹介議員である西田議員から趣旨説明がなされました。審議において、まず、国連安保理改革の発信が先ではないかとの意見があり、採決の結果、賛成多数により採択することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、大阪府内における本町の保険料及び医療費の水準を問う質疑があり、令和2年度の1人当たりの保険料は府内で高いほうから12番目で、医療費は39番目であった。医療費が低い理由としては介護や健康増進部門と連携した保健事業の成果であると考えられるとのことでした。そのほか、コロナによる受診控えの状況、令和6年度府内統一保険料などについての質疑がありました。討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、介護老人保健施設の利用者が大幅に減少している理由を問う質疑があり、令和4年1月に町内の介護老人保健施設において発生した新型コロナウイルス感染症の集団感染の影響により、新規利用者の受入れが困難となったことが主な要因である。なお、これに伴ってサービスを利用できなかった方の身体状況が悪化した事例はなく、また、経営困難に陥った事業所も見られなかったとのことでした。そのほか、介護保険料の徴収率、孤独死の状況、基金への積立てなどについての質疑がありました。討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審議において、窓口負担2割化の影響を受ける人数を問う質疑があり、被保険者2千52名のうち487名、全体の24%が2割負担になっているとのことでした。討論においては反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり認定することに決しました。

議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、基金積立金の増減に関する質疑があり、今回の補正予算で1千78

1万9千円を計上しているが、令和4年度に既に2千万円を繰入れしているため、令和3年度末残高からは差引き212万1千円の減となるとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第40号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、低所得者保険料軽減繰入金についての質疑があり、所得段階が第1から3段階の低所得者に対する軽減負担分であるとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（辻本 馨君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

森田議員。

〔予算常任委員長 森田忠彦君 登壇〕

○予算常任委員長（森田忠彦君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第38号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）については、審議において、三世同居・近居支援補助金に関する質疑があり、本事業は、毎年度、当初予算において10件分の予算を計上しているが、令和2年度4件、令和3年度10件と申請件数が増加しており、今年度は既に8件の申請を受けていることから増額補正するものとのことでした。その他、ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業費補助金、臨時財政対策債、PR用備品購入費などの詳細を問う質疑がありました。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）については、審議において、インフルエンザワクチンの予防事業に関する質疑があり、府補助金を活用して65歳以上の高齢者に対してワクチン接種の無償化を行うほか、町独自施策として、受験を控えた中学3年生、高校3年生に対しても接種費用の助成を行うとのことでした。審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上です。

○議長（辻本 馨君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、認定第1号について討論に入ります。

討論はございませんか。

討論を許します。

藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の討論を行います。

令和3年度の一般会計の決算は、歳入総額64億8千513万9千677円、歳出総額62億7千706万8千411円、経常収支は2億807万1千266円、実質収支は1億8千139万8千564円の黒字。単年度収支でも1億2千695万2千609円の黒字。積立金を取り崩すこともなく自主財源比率が増え、黒字の決算です。住民1人当たりの積立金現在高も令和2年度は府内43市町村中3位の積立金額、令和3年度は前年に比べ3千790円減ったとはいえ、依然、府内でもトップクラスの積立金額です。さすがにこの令和3年度の決算の数字をもって厳しいとは言えず、将来不安を挙げるしかありません。

長引くコロナ感染症、アベノミクスの失敗による物価高騰で私たち国民の暮らしは大変です。新型コロナは第7波で発熱外来がパンク状態となり、自主的な抗原検査で陽性となっても受診できず、健康観察も行われない事態が多発しています。

大阪では維新府政、大阪市政の下、新型コロナ感染で救える命が救えない事態が起きています。2021年度にはコロナ病床にも使われる急性期病床を229床も削減、今年度、更に426床の病床削減と502床の回復期病床への転換を進めています。

カジノ誘致などやっている場合ではありません。大阪府、大阪市はIR・カジノ担当職員など可能な限りの人員をコロナ対策、保健所体制と医療の拡充に回し、府民の暮らしを守るべきです。

物価もどこまで高騰するか先が見えません。その一方で、財務省が1日に発表した2

021年度の法人企業統計調査で、資本金10億円以上の大企業の内部留保が過去最高を更新して484.3兆円にもなりました。経常利益は前年度比29%増の60.2兆円と、これも過去最高です。コロナ感染の中でも、大企業は円安の恩恵を受け、輸出や海外事業の収支を増やし、賃上げに回さずにため込んでいます。労働者、国民がコロナ禍で、物価高騰で苦しんでいる今こそ内部留保を活用すべきです。

また、岸田政権は多くの国民が反対する中で安倍元首相の国葬を行いました。国民の納得も合意もなく、16億6千万円の税金を使って強行したことに、「税金は物価高騰で苦しむ国民や台風被害の被災地支援に使い」と怒りの声が広がっています。

政治的評価が分かれる安倍氏だけを特別扱いし、葬儀を全額、税金で賄うことは憲法14条の法の下での平等に違反しています。首相が「国全体で弔意を示す」と言っていることも、思想、良心の自由を保障した憲法19条を踏みにじるものです。国や府など政治が行うべき本来の仕事は私たち国民の命と暮らしを守ることが、このように今の国や府は国民や府民のために政治を行っていません。だからこそ、太子町は国、府の悪政の防波堤となり、住民の命と暮らしを守ることが求められています。

国からの交付金1億413万円を活用して、水道基本料金の全額免除、学校給食費の2学期分無料、新生児1人当たり10万円を支給する太子町版特別定額給付金事業の継続、事業者一時支援金、自宅療養者支援事業など新型コロナ対策を実施したことや、長年の懸案事項となっていた総合スポーツ公園テニスコート全面改修、学校トイレ洋式化などを実施した点は評価いたします。コロナで3密を避け、外出を控えることを求めながら、教員や子どもたちにもコロナ感染症が広がり、修学旅行さえ危ぶまれる中、教育委員会のトップ2名が参加し、それも何泊かも明らかにせず、中山久蔵事業に旅費49万7千円を計上しましたが、さすがに支出することができませんでした。いつまで続くかもしれないコロナ感染症であらゆるイベントが中止となる中、当然のことだと思いません。

しかし、これらの太子町でのコロナ対策は国の交付金額を超えるものではありません。付け加えるなら、議会開会中、追加の補正予算での対応になるなど、コロナ対策を示すのが遅過ぎます。今後もコロナ感染症が続く限りコロナ対策への交付金があると考え、住民の暮らし応援に即応できるようにしていただきたいと思えます。

何より町長が替われば公民館がこうも変わるのかと多くの住民の方々が失望された生涯学習センターの有料化が、令和3年度、突然発表されました。地方自治体に企業理論

「受益者負担は当たり前」は通用するものではありません。地方自治体、太子町として、住民の福祉の増進という本来の役割にふさわしく、住民の命と暮らしを守ることを最優先に取り組むことを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。

山田議員。

○9番（山田 強君） 認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は、歳入総額が64億8千513万9千円、歳出総額が62億7千706万9千円、実質収支は1億8千139万8千円の黒字決算となっています。

歳入では、特に一般財源の増減を見ると、市町村民税、固定資産税が減収した結果、町税全体として3千917万6千円の減となったものの、地方消費税交付金のほか、各種交付金や地方交付税の増収を受け、一般財源全体として増収につながる結果となっています。また、ふるさと納税による寄付金の大幅な増収や特定財源である地方債や基金を効率的に活用するなど、数年ぶりに財政調整基金を取り崩すこともなく、行財政運営に必要な財源の確保に工夫と成果が見られました。

一方、歳出では、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチンの集団接種をはじめ水道基本料金減免や事業者向け支援、各種施設の感染予防対策、子ども子育て支援など、コロナ禍における住民生活にも配慮した事業実施であったと考えます。また、多額の財源を要した生涯学習施設「太子の森」が無事に完成したことも将来の住民にとってプラスとなるものと期待しています。その他、子ども子育て関連事業、高齢・障がい者福祉事業、健康づくり関連事業などの拡充に加え、老朽化した道路、橋梁や公園施設の改修、遊休農地の解消や新規就農者確保へ向けた取組、地域公共交通の実証運行、学校やスポーツ施設への投資など各分野においてニーズのある事業を着実に推進しながら、将来の需要に備えて公共施設の老朽化対策に必要となる財源など、それぞれの基金に積み立てることも併せて実施されています。

今年度においても引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を要する状況に変わりませんが、町の収入を堅実に見積もり、人口減少・高齢化社会に対応した財政基盤の構築と住民誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりに努められることを要望して、賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第1号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、認定第1号、令和3年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。

討論はございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯主の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。全国知事会、全国市町村会などは、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため、公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

マイナンバーカードの保険証としての利用を可能とする制度改変が住民や医療の現場に混乱をもたらしています。政府が検討する健康保険証の廃止によるマイナ保険証押し付けは事実上のマイナンバーカード強制であり、健康情報という極めて重要な個人情報の漏えいやプライバシー侵害を引き起こす危険があります。また、2021年3月から開始されたマイナンバーカードによるオンライン資格確認は医療機関が金銭的・業務的負担を強いられ、被保険者が情報流出、カードの盗難・紛失、プライバシー侵害のリスクにさらされるなど多くの問題を抱えています。

自民政権は2018年度から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化を行いました。この制度改変の最大の狙いは、市町村

が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのため、標準保険料率、保険者努力支援制度など自治体独自の公費繰入れをやりやすくする様々な仕組みが導入されました。更に、政府は保険料の統一化の名で公費繰入れをやめさせる圧力を自治体に向け、都道府県が定める国保運営方針の目的に繰入れ解消を書き込ませる法律改悪まで強行しています。

締めつけを強める一方で、厚労省は、財政運営を都道府県が行っても保険料を決定するのはこれまでどおり市町村であることを明確にしました。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体が独自の公費繰入れを続けることは可能です。大阪府は、本来であれば大阪府の医療費を国の計数に基づいて推計し、府内各自治体の被保険者数、所得階層などを考慮し、各自治体に標準の保険料率を通知し、大阪府への納付金を決定するだけでした。府内自治体が標準保険料率を参考にして、自治体として保険料率を定めるはずでしたが、保険料は大阪府で統一するという事になったため、府の標準保険料率に合わせると保険料が高額になることは必至です。このため、令和6年度からの国保の統一化を延期してほしいという声が首長から上がるのも当然のことだと思います。よく国保財政の安定化とおっしゃいますが、財政運営が安定することと住民負担が軽減されるということは全くの別問題です。現役世代は3割、高齢者は1割から3割という窓口負担に深刻な受診抑制が起こっています。ヨーロッパ諸国やカナダでは公的医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本も1980年代までは健保本人は無料、老人医療費無料制度でした。応能負担の原則に沿って保険料や税の負担を求めつつ、患者負担は低額に抑え、必要な医療を保障するのが公的医療制度の本来の在り方です。

小学生以上の子ども、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの医療費助成を行う自治体に対し国保の国庫負担を減額する国のペナルティをやめさせること、国保法第44条の規定に基づく生活困窮者の窓口負担、一部負担金の減免を利用できる制度にすることなど、国保法第1条「この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」という社会保障としての国民健康保険を実施するよう求めて、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。

村井議員。

○6番（村井浩二君） 認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で意見を述べます。

令和3年度の国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料の減免制度や、感染等によりやむを得ず休業した際の傷病手当金の支給を令和2年度に続き実施するなど、現下のコロナ禍の状況に適切に対応した運営を行っております。また、1人当たり医療費においては府内でも低く抑えられており、これは、健康増進部署及び介護部門部署と連携して保健事業を実施したことで被保険者の健康保持増進に努めた成果であると考えます。

一方、国民健康保険の広域化に伴う経過措置の終了により各種基準が府内で統一される令和6年度に向けて、財政調整基金を活用し、急激な保険料上昇とならないよう被保険者の負担に考慮している点は評価できるものと考えます。

以上の内容をもって賛成の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第3号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和3年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第4号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和3年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。

討論はございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2000年度にスタートした介護保険制度は、社会で支える介護を掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限されるなど、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われてきました。更に、自公政権の社会保障費削減路線の下、サービス取上げや負担増の改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅生活を維持できない状況はますます深刻化しています。給付削減の改悪は利用者、家族を苦しめると共に、国民の不信を高め、制度の存立基盤を危うくしています。そこにコロナ感染症が襲いかかっています。

コロナ危機は日本の公的介護制度の弱点と矛盾を浮き彫りにしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、訪問介護や通所介護では深刻な利用抑制が起これ、介護事業所が大幅な減収に見舞われました。感染防護に向けた現場の必死の努力にもかかわらず、全国各地の介護福祉施設でクラスターが発生し、多くの利用者、従事者が深刻な被害に

さらされました。

元々、介護の現場では職員の低処遇、長時間労働、人手不足が大問題となっていました。コロナ危機で職員の過重労働は一層苛酷なものとなりました。現場の疲弊は極限に達し、介護従事者のコロナ離職も相次いで、介護事業所の倒産、休廃業、解散も過去最多水準となっています。

政府はコロナで経営難となっている事業所への救済策として、通所介護、ショートステイなどの報酬を加算しましたが、その結果、利用者が負担する1から3割の利用料も引き上がる事態が起きました。高齢者の3人に2人は住民税非課税です。年金天引きで徴収されている65歳以上の介護保険料の負担が生活圧迫の大きな要因となっています。

高齢者本人や家族の貧困が深刻化する中、保険料が天引きの対象とならない、年金が月1万5千円以下の人の保険料滞納が、今、急増しています。家族の介護のために仕事を辞める介護離職は年間10万人に上り、介護をめぐる問題は、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因となっています。高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推計され、介護を苦しめた殺人、心中などの痛ましい事件も各地で起こっています。介護難民、老人漂流社会と呼ぶ状況も広がっています。コロナ危機は介護、医療、福祉など人間の命を守るケアの重要性を明らかにし、それを粗末に扱う政治がいかに有害であるかを浮き彫りにしました。

2021年度からスタートした第8期で介護保険料は全国平均で6千14円となり、前期2018年から2020年度に比べ2.5%上昇し、その中でも大阪は沖縄と同額の全国一高い保険料となっています。その大阪府内で太子町の保険料基準額6千480円は10位と高額になっていることは大きな住民負担となっています。令和3年度は基金を積み増す結果になっています。基金を使って保険料引下げを求めます。

「自助・自己責任」「小さな政府」の名で社会保障を切り捨てる新自由主義の政治を終わらせ、ケアを支える政治。自公政権が進める介護切捨での改悪を中止・撤回し、現役世代も高齢者も安心できる公的介護制度を求めて反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認

定について、賛成の立場で討論を行います。

本介護保険特別会計では、介護保険法に基づく各種保険給付を通じて被保険者の要介護状態に応じた必要な介護サービスの提供を行っております。また、平成29年度から開始している新しい総合事業や包括的支援事業などを中心に、被保険者が要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした地域支援事業を継続的に実施しております。

令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度であり、新型コロナウイルス感染症の影響により計画値を下回っている状況でもある中、事業運営につきましては適正な保険給付に努めており、その財源となる保険料の徴収及び保険給付実績に基づく国、府、支払基金、町のそれぞれの負担割合による歳入についても適正に行われております。

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合事業における多様なサービスの充実をはじめ、包括的支援事業なども積極的に展開されており、一定の評価ができるものがあります。とりわけ地域共生社会の実現に向けた地域づくりを展開するため、属性を問わない相談、支援体制を一体的に受け止め、相談者の不安や課題を包括的に支援する事業、いわゆる重層的支援体制整備事業を実施するに当たり各種関係機関との連携を強化するなど、事業実施に対する体制整備を構築されております。

今後、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会実現に向けた地域づくりに努めていただくと共に、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、なお一層、適正な保険給付に努められることを要望いたしまして、本決算の認定に賛成いたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第5号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。

討論はございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○3番（西田いく子君） 認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける希代の悪法です。2008年の制度導入以来、7回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。しかも自公政権は、この間、2008年度にこの制度がスタートした際に導入した保険料の軽減措置、特例軽減を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行いたしました。その上、岸田政権は物価高騰で大打撃を受けている75歳以上の高齢者の窓口負担を今年10月から2倍に引き上げることを決めました。2倍化の対象となるのは75歳以上で所得が一定額を超える370万人、負担増、給付削減の総額は2022年の平年度ベースで1千880億円、1人当たりの負担増は年5万円を超えます。物価高騰で大打撃を受けている高齢者にこんな負担増は許されるものではありません。

今年、0.4%、年金が減額されました。国民年金で年3千108円、厚生年金は夫婦2人分で年1万836円の減額となります。食品も、電気、水道も大幅に値上がりしているさなかの減額は高齢者の暮らしにとって大きな痛手です。年金は高齢者の生活を支える命綱です。政府の調査でも、60歳以上の67%が「公的年金が主な収入源」と答えています。高齢者に冷たい政治では、若者も現役世代も未来に希望を持ってません。物価高騰の中で高齢者に新たな苦難をもたらし、社会保障制度への国民の信頼を失わせることにつながります。

コロナ禍でただでさえ高齢者の受診控えが進んでいる中、受診抑制を前提にした窓口負担増は高齢者の命、健康、人権の侵害です。応能負担は窓口負担に求めるのではなく、富裕層や大企業の税・保険料負担に求めるべきです。先進国では医療の窓口負担は無料が当たり前です。75歳以上の医療費窓口負担2割化は高齢者の暮らしと命、健康、人権に大きな影響を及ぼします。高齢者の命、健康、人権を脅かす75歳以上医療費窓口負担2割化は中止し、この高齢者いじめの後期高齢者医療制度の廃止を求めて、反対の討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

討論を許します。

辻本博之議員。

○5番（辻本博之君） 認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

少子高齢化が急速に進展し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり始めている中、全世代の方々が安心できる社会保障制度を構築し、次世代に引き継ぐことが求められています。

このような中、国では全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度の構築を目指し、医療保険制度における給付と負担の見直しを行っており、本年10月からは、一定の負担増加抑制のための配慮措置を設けた上で、医療機関等の窓口での自己負担の割合が見直されることとなっております。

一方、本町の令和3年度の後期高齢者医療特別会計の運営は、制度の趣旨にのっとり、関係法令に基づき適切な事業運営をされており、一定の評価ができるものと考えます。引き続き、大阪府後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、制度の円滑な運営を要望いたしまして、本決算の賛成討論といたします。

○議長（辻本 馨君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（辻本 馨君） 起立7名、反対2名、起立多数でございます。

よって、認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。認定第7号を委員長の報告のとおり認定することにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号、令和3年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定されました。

次に、議案第36号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第36号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号、太子町印鑑条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第37号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第37号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号、太子町職員の育児休業等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第38号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第38号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第5号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第39号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第39号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第40号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第40号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第41号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第41号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号、令和4年度太子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第43号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号、令和4年度太子町一般会計補正予算（第6号）は、原案どおり可決されました。

次に、請願第2号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第2号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対3名〕

○議長（辻本 馨君） 起立6名、反対3名、起立多数でございます。

よって、請願第2号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書の提出を求める請願は、採択とすることに決しました。

○議長（辻本 馨君） 日程第16、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、生涯学習施設建設調査特別委員長及び観光拠点整備特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（辻本 馨君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る9月1日に開会して以来、本日までの30日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和4年第3回太子町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時39分 閉会）

○議長（辻本 馨君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和4年第3回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る1日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおり認定、議決並びに同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

さて、今般、太子町地域公共交通コミュニティバスが自家用有償旅客運送者の登録更新手続きをせずに有償運行をしていたことについては、バスご利用者様はじめ住民の方にご迷惑をおかけし、おわび申し上げます。今後は二度とこのようなことが起こらないよう徹底してまいりますと共に、5月29日から9月14日までに徴収した乗車料金につきまして、速やかに返金をしてまいります。申し訳ございませんでした。

さて、気象庁が「経験したことがない暴風、高波、高潮のおそれ」と異例の呼びかけを行った台風14号につきましては、本町では当初予想されたような大きな被害はありませんでした。しかしながら、南西諸島ではこの台風14号の暴風雨が迫る中、台湾で発生した地震による津波警報が発令されるという、訓練でしか想定されないような、まさかという事態が現実起きております。万が一の災害発生時に被害を最小限に抑える

ためには、私たち一人ひとりが常日頃より防災意識を持って災害に対する備えを今一度確認しなければならないと改めて感じた次第であります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてでございます。急激な感染拡大となった第7波ですが、現在、新規陽性者数は減少傾向が続いており、大阪府では9月14日に非常事態の赤信号を解除し、警戒の黄信号点灯に移行しました。しかしながら、まだまだ油断できない状況が続いていることから、気を緩めることなく、引き続き基本的な感染対策を徹底してまいります。更に、ワクチン接種体制につきましては、引き続き富田林医師会と連携しながらしっかりと接種体制を確保すると共に、新型コロナに関する最新情報をはじめ町政に関する情報をより積極的かつタイムリーに住民の皆様へお届けできるよう、年内にはスマホアプリ、LINEを活用したプッシュ型の情報発信を開始いたします。更に、現在、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本町の実情に応じた様々な支援を行っているところですが、11月1日からは、コロナ禍においてダメージを受けている地域経済を支援する取組として、新たにキャッシュレス決済ポイント還元事業を開始いたします。年内に向けた地域消費の拡大に加え、これまで非接触決済を使う経験のなかった方に体験していただく良い機会になるものと考えておりますので、積極的にご利用いただければと思います。

次に、この秋の行事、イベントについてですが、依然として実施を見送らざるを得ない行事やイベントがある中、今年度のふれあいT A I S H I 及び文化祭につきましては、感染症対策を行った上で3年ぶりに開催できることとなりました。私といたしましても、少しずつではありますが、ようやく長いトンネルの出口が見えてきたという思いであります。

一方で、これまでの行事やイベントの中止により、地域コミュニティの衰退が懸念される状況にあります。町といたしましては、今後、地域コミュニティの活動においてもかつての日常を取り戻す歩みが進んでいくよう、11月より新たに実施するたいしタウンミーティングなどの機会を通じて住民の皆様のご意見をしっかりと聞きながら、共に取組を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりますが、天高く馬肥ゆる秋、議員の皆様をはじめ太子町にとりまして、コロナ禍を乗り越えて日常を取り戻す契機となる実り多き秋となることをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（辻本 馨君） 本日はどうもご苦勞さまでした。これにて散会といたします。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 辻 本 馨

太子町議会議員 建 石 良 明

太子町議会議員 藤 井 千代美